

第74回総会第3委員会会議記録

房野 桂 作成

2019年10月1日(火)午前 第1回会議

開会ステートメント: 第3委員会議長(ルクセンブルグ)

議事項目 5: 役員を選出

第74回総会第3委員会の副議長として Ms. Gail Farngalo(リビア)を選出。

議事項目 25: 社会開発、(a)社会開発世界サミットと第24回特別総会の成果の実施、(b)世界の社会状況、青少年、高齢者、障害者、家族に関連する問題を含めた社会開発

提出文書

1. 白皮症の人が直面する社会開発課題: 事務総長報告書(A/74/184)
2. 社会開発世界サミットと第24回特別総会の成果の実施: 事務総長報告書(A/74/205)
3. 2019年世界の社会状況: 事務局メモ(A/74/135)
4. 社会包摂を通じた社会統合の推進: 事務総長報告書(A/74/133)
5. 社会開発における協力: 事務総長報告書(A/74/206)
6. 青年がかかわる政策とプログラム: 事務総長報告書(A/74/175)
7. 国際家族年の目標の実施とそのフォローアップ・プロセス: 事務総長報告書(A/74/61-E/2019/4)
8. 国際高齢者年のフォローアップ: 第2回世界高齢者大会: 事務総長報告書(A/74/170)

議題紹介ステートメント

1. Liu Xhenmin 経済・社会問題事務次長
2. Daniela Bas 経済社会問題局包摂的社会開発部部长
- 3 Rosa Kornfeld-Matte 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家

質問とコメント: 米国、ブラジル、スロヴェニア、アルゼンチン、英国、欧州連合、モロッコ

一般討論

パレスチナ国(G77/中国を代表)、ザンビア(アフリカ・グループを代表)、セントルシア(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、エルサルヴァドル(中米統合制度を代表)、欧州連合、チリ(高齢者友好グループを代表)、イラク、日本、スイス、ルクセンブルグ、モルディヴ、ドイツ

日本のステートメント(宮崎あかね政府代表団顧問): 我が国は、女性、障害者、高齢者、LGBTIの人々を含め、すべての個人の包括的エンパワーメントを大変に重要視している。日本は2020年の東京パラリンピックをめぐる勢いを利用して、障害者が様々なセクターに参画するよう奨励することを計画している。政府は、万人が、料金が手頃な基本的医療サービスを受けることができるように、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジも推進しているが、これは日本が2016年のG7サミットで初めて提起し

た問題であり、同年に開催された第6回東京国際アフリカ開発会議でも推進された。2019年のG20サミットで、日本はユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジを達成するための保健への資金提供を強化するために、閣僚会議を開催し、依然としてこのカヴァレッジを実施することにコミットしている。1993年以来、日本は、堅固な保健制度を推進し、法の支配を唱え、女性の社会的地位の向上を促進することにより、アフリカの開発を支援してきた。8月に、日本はこの大陸に向けて民間投資を増やすことにコミットした。

10月1日(火)午後 第2回会議

議事項目 25(継続)

一般討論

アイスランド、オーストラリア、スロヴェニア、欧州連合、トルコ、ペルー、ザンビア、ホーリーシー、アルゼンチン、韓国、ノルウェー、エクアドル、ロシア連邦、ヴェトナム、アルジェリア、フィリピン、メキシコ、ミャンマー、ルーマニア、ジブティ、ベルギー、サウジアラビア、ハンガリー、エリトリア、チェコ共和国、ケニア、インド、米国、フィンランド、シンガポール、シリア・アラブ共和国、セネガル、カタール、モナコ、ポーランド、ジンバブエ

10月2日(水)午前 第3回会議

議事項目 25(継続)

一般討論(継続)

ネパール、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、コロンビア、中国、コスタリカ、南アフリカ、ブラジル、エジプト、ガーナ、スリナム、イスラエル、リベリア、オーストリア、カメルーン、ブルネイ・ダルサーラム、グアテマラ、イタリア、キルギスタン、スリランカ、ナミビア、ニカラグア、イラン・イスラム共和国、オランダ、スロヴァキア、ボツワナ、スウェーデン、ジョージア、セルビア、ウクライナ、パナマ、アイルランド、スーダン

10月2日(水)午後 第4回会議

議事項目 25(継続)

一般討論

ナイジェリア、ブルガリア、クウェート、アゼルバイジャン、アラブ首長国連盟、アルバニア、ハイティ、チリ、ジャマイカ、タイ、ブルキナファソ、デンマーク、ブータン、ベラルーシ、ブルンディ、コンゴ民主共和国、パキスタン、カザフスタン、モロッコ、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナ代表団が国内の社会的・経済的情况に関して黙っているのは残念である。一般的な保証は別として、ディーセントな労働条件を生み出し、年金受給者または障害者のための教育と質の高い医療サービス---社会保護にさえ---アクセスを提供するウクライナの努力に関しては、何の特別な情報も提供されなかった。むしろ、ウクライナ代表は、ロシア連邦に対して政治的非難を広げるた

めに会議を利用した。ウクライナの外交官がウクライナの青年を「そのお粗末なゲーム」に誘っているのは誠に残念である。ジョージアとアブカジアの占領に関しては、問題を討議するためにアブカジア側と出会うよう勧める。この会議室で代表団がアブカジアの青年から直接話を聞けないことは残念である。

ウクライナ: 6年以上もクリミアは、基本的自由の侵害が起こり、人権法が無視される地域であった。占領と国際の問題を「国際法とは何の関係もない概念」に置き換えたいというロシア連邦の欲望が増加している。説明責任から注意をそらすために、ロシアは栄え繁栄するクリミアを示しているが、これは本当ではない。占領を合法化するいかなる試みも無効であり、法的結果はない。継続するロシア連邦の侵略は文民の基本的な人権を損なっている。ドンパスとクリミアで行われている重大な人権侵害と虐待は無視されてはならない。

ジョージア: 様々な国際機関によって繰り返し述べられてきたアブカジアのロシア連邦の占領を想起する。ロシア連邦は効果的にこの地域を支配し、従ってそこでの人権侵害に対しては全責任がある。そこで若い人々が直面している全てのニーズと問題は、国際的に解決されなければならないことを繰り返し述べる。これらはジョージア当局が効果的管理を行使できないので、ジョージア当局によって国内的に解決することはできない。

10月3日(木) 午前 第5回会議

議事項目 106: 犯罪防止・刑事司法

議事項目 107: 刑事目的での ICT の利用と闘う

議事項目 108: 国際麻薬管理

提出文書

1. 犯罪目的での ICT の利用と闘う: 事務総長報告書(A/74/130)
2. 世界麻薬問題に対する国際協力: 事務総長報告書(A/74/129)

議題ステートメント

John Brandolino 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)条約問題部部長

一般討論

アンゴラ(南部アフリカ会期発共同体(SADC)を代表)、シンガポール(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ザンビア(アフリカ・グループを代表)、ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合、中国、日本、リヒテンシュタイン、イスラエル、イラク、パキスタン、モルディヴ、アフガニスタン、トルコ、ポルトガル、ホーリーシー、赤道ギニア、バハマ、ベラルーシ、フィリピン、アルジェリア、ミャンマー、ヴェトナム、インド、シンガポール、南アフリカ、シリア・アラブ共和国

日本のステートメント(鈴木誉里子公使): グッド・ガヴァナンス、法の文化、法の支配は、繁栄する社会の基本である。加盟国は、違法な麻薬と取り組むために、自国の麻薬政策を調整しなければならない。日本は、2016年の世界麻薬問題に関する国連特別総会で採択された合同コミットメントを支持する。テロ攻撃でのソーシャル・メディアの利用は対処しなければならない緊急の問題であることを強調する。6月のG20大阪サミットの議長国として、日本は、テロとテロに繋がる暴力的な過激主義のためのインターネットの利用を防止することに関する公式声明を主導した。サイバー犯罪には領土的または

時間的制約がない。従って、日本は、それぞれの国が適切でふさわしい対抗策を設置することを保障するための能力構築プログラムを確立してきた。日本は、インフラ開発と効果的な密告者保護の健全性に重点を置いたG20 反汚職作業部会の議長を務めた。

10月3日(木)午後 第6回会議

議事項目 106, 107, 108(継続)

一般討論(継続)

ペルー、カザフスタン、ナイジェリア、グアテマラ、サウディアラビア、エリトリア、メキシコ、コロンビア、ブラジル、エジプト、セネガル、カメルーン、カタール、ロシア連邦、イタリア、ジョージア、米国、ニカラグア、スリランカ、イラン・イスラム共和国、エクアドル、ナイジェリア、マレーシア、キューバ、スーダン、モロッコ、トリニダード・トバゴ、ガーナ、ウクライナ、タイ、バングラデシュ、タジキスタン、中国、ミャンマー

10月4日(金)午前 第7回会議

議事項目 26: 女性の地位の向上

(a)女性の地位の向上

(b)第4回世界女性会議と第23回特別総会成果の実施

提出文書

1. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善: 事務総長報告書(A/74/224)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
2. 女性移動労働者に対する暴力: 事務総長報告書(A/74/234)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
3. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/137)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
4. 女子差別撤廃委員会報告書(A/74/38)(翻訳は「公式文書(1)」を参照)
5. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩: 事務総長報告書(A/74/222)(翻訳は「公式文書(2)」を参照)
6. 国連システムにおける女性の地位の改善: 事務総長報告書(A/74/220)(翻訳は「公式文書(2)」を参照)

議題紹介ステートメント

1. Phumzile MlamboNgcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)事務局長: 事務総長が指摘されたように、女性と女兒に対する暴力と女性の権利とジェンダー平等に対する新たな押し戻しが依然として世界全体で同じように広がっている。北京で開催された1995年の第4回世界女性会議と「持続可能な開発2030アジェンダ」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」でなされたコミットメントを果たすために、新たな政治的意志が必要とされる。「北京+25」の準備が進んでおり、この会議によって示される機会を完全に強化するために、国連ウィメンは、アクティヴィズムの力、フェミニストの連帯、変革を達成するための青年のリーダーシップを祝すことになる市民社会を中心とした多様なステイクホルダーの「総平等フォーラム」を開催する。

女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長の報告書(A/74/235)は、女性の働きと経済的エンパワメントを推進する移動の可能性を明らかにしている。しかし、安全で正規の移動の道の欠如が、制限的な移動・労働法と共に、女性移動労働者の暴力と搾取に対する危険を高めていることも確認している。農山漁村地域の女性と女児の状況の改善に関する事務総長報告書(A/74/224)は、気候変動が農山漁村地域の女性と女児の生活に与えるかなりインパクトを強調し、彼女たちの強靱性と適合能力を築くために努力が払われてきたと述べている。

質問とコメント

日本: 次世代の女性の権利活動家とジェンダーの権利活動家をまとめるものは何かについての見解を尋ねる。

グアテマラ: 障害を持つ女性、先住民女性、その他の脆弱な集団を含め、女性は異なった種類の差別を受け続けるのではないかとの懸念を表明する。

リベリア: 国連内でのジェンダー同数と平等に達するために遂げられた進歩に対して国連ウィメンを推奨する。システム内でジェンダーを主流化するリベリアの能力の欠如を述べる。

コロンビアとナミビア

回答

日本の質問に関して、次世代のジェンダー平等活動家をまとめることは極めて重要であり、だからこそ、市民社会のメンバー、特に若い人々が、2020年の第64回女性の地位委員会(CSW64、「北京+25」としても知られている)にかかわっているのである。来年は、過去25年にわたって1995年の「北京行動綱領」の各国の実施の「詳細な見直し」を伴うので、「ユニーク」な年であることを強調する。メキシコとパリでの来るべきフォーラムに出席する多くの若い活動家は、生まれて初めて国際行事に出席することになるであろう。多くの若い女性はすでに変革者であり、その作業は認められなければならない。

他の質問は、「真の質問とは言えない」が、コロンビアの気候への言及には感謝する。

2. Hilary Gbedemah 女子差別撤廃委員会議長: 2019年は、包括的に女性の人権を保護しているほぼ普遍的に近い唯一の国際条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択40周年を記す。6月に、93か国が「条約」の普遍的批准と条約への留保条件の撤廃に向けて活動することを決議する合同声明に署名した。女子差別撤廃委員会も、とりわけ、「持続可能な開発目標」に向けた進歩に関して報告するよう各国を奨励することにより、「2030アジェンダ」を推進してきた。委員会は、国連ウィメン、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、食糧農業機関(FAO)、世界銀行、経済協力開発機構(OECD)及びその他の「目標」を推進するために活動しているその他のグループとの協働を強化してきた。

昨年、委員会は、他の人権団体とのパートナーシップを強化した。委員会は、そのマンデート及びその他の問題に関して委員たちに説明するために2度にわたって特別報告者を招いた。委員会は、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表とも協働し、より幅広く条約機関を強化する措置を実施し続けている。委員会は、他の条約機関と足並みをそろえ、さらなる効率を保障するために、継続してその作業方法を見直してきた。総会決議に沿って、委員会はその公式文書を、障害を持つ専門家やステイクホルダーがよりアクセスできるものにしてきた。

質問とコメント

欧州連合: 留保条件を見直すよう各国に要請し、委員会はどのように NGO と女性人権擁護者の効果的かわりを保障することを計画しているのか尋ねる。移動の問題に関する勧告案も続けて要請する。

ドイツ: ある国々による委員会に対する攻撃について懸念を表明し、完全なジェンダー平等と障害の末梢に対する我が国のコミットメントを再確認する。委員会はどのように、女性と女兒が学校に通い、仕事に行くことを妨げる月経保健に関連する問題に対処することを計画しているのか尋ねる。

日本: マンデートの実施において委員会が直面している課題について尋ねる。

リベリア: 我が国はフォローアップの責務に応えことを委員会に約束する。

ロシア連邦: 「一方的に新しいコミットメントを押し付けること」を控えるよう委員会に要請する。「『条約』に規定されていない」フォローアップ手続きのみならず、一般コメントの「欠陥のある慣行」に対して委員会を攻撃する。「作業方法を改善する」よう委員会に求め、特に「残念なことに」現在 1 年である報告書の提出と国の弁護との間の時間差を除去するよう求める。

ノルウェー: 条約機関の作業は、人権を保護する国家の責任を監視する要石である。条約機関の作業方法を調和させるために取られる措置について質問する。

英国: 経済的・公的生活への効果的で平等な女性の参画は極めて重要である。最近、やっと勝ち取った女性の権利を巻き戻す一致した努力を目にするが、こういった話に対処する際の委員会の役割は何かを尋ねる。

回答

市民社会グループからのフィードバックに関しては、そのフィードバックが大変に価値のあるものであることを保障し、同じスペースで活動することを保障することが重要である。人身取引に関する一般勧告案に関しては、世界の様々な地域にかかわってフィードバックに耳を傾けてきた。委員会は地域の特異性を発見するためにかかわり続けている。

人権擁護者の問題に関しては、委員会は権利の擁護者として活動することに対して支払うべき代価はないことを保障する。国連は、その保護を確保することにコミットしている。月経衛生の質問に対しては、教育への女性と女兒の権利に関する勧告第 36 号には月経衛生の問題に関する規定が含まれており、これが教育への女性の権利に対する障害であってはならない。その他の質問に関しては、委員会の作業の主要な課題は、個人通報に関して「選択議定書」の下での作業にかかわるための資金をめぐるものである。委員会委員は、荷が重過ぎ、事務局に負担がかかっている。委員会は女性の権利の押し戻しにも気づいており、この問題に対処するために各国と協力している。

「条約」は 40 歳になり、女性の人権には変化があった。技術が仲介する暴力と学校での女兒のサイバーいじめのように、40 年前には広がっていなかった形態の暴力が今ではある。従って、国家にガイドンスを提供することが有用である。そのために、委員会は、世界中で何が起きているかに歩調を合わせていかなければならない。

3. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 人権理事会に宛てた報告書の中で、女性と女兒に対する暴力を撤廃するためには新しいシステム全体にわたる世界的取組が必要であることを述べた。女性に対する暴力の撤廃に関する地域の独立した女性の人権メカニズムの国連プラットフォームの制度的設立も要請する。2017 年に私が始めたこの機関は、協力を強化することを目的として 7 つのそのようなメカニズムの代表者をまとめている。

女性はその人生の最もデリケートな瞬間でさえ虐待と暴力を受けていることを強調し、施設での出産中に経験する様々な形態の虐待に注意を引く。出産中の女性に対する暴力は、散発的なエピソードではなく構造的な不平等、差別、家父長制のより幅広い状況で起こるジェンダーに基づく暴力の連続の一部である。報告書の中で、私は、この形態の暴力の根本原因に対処し、こういった虐待の正常化を非難している。私は、国家が、経済的・文化的・宗教的根拠を含め、損なうことのできない権利の責務を支持するよう勧告する。さらに、国家が適切な人権に基づく法律と国内の性と生殖に関する健康戦略を開発し、ジェンダーに基づく暴力の女性の申し立ての独立した捜査を行うよう勧告する。国家は、保健施設が行う違反に対処する責任を免れることはできないことを強調する。国家は、フェミサイド監視機構または「ジェンダー関連の女性の殺害監視機構」のみならず人権に基づく説明責任メカニズムを設立するべきである。

質問とコメント

アルゼンチン: 特別報告者は女性に対する暴力に対処するコミットメントを高める際にどのように各国を支援しているのか尋ねる。

スイス: 女性が出産中に直面する司法前慣行を引用して、「こういった種類の暴力を政治アジェンダに上げる」ためにデータ収集の改善について尋ねる。

欧州連合: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力によりよく対処するために権利侵害の性質に関して助言を要請する。

スロヴェニア: 性と生殖に関するサービスの提供中または出産中の虐待または暴力に対処する際の好事例を尋ねる。

南アフリカ: 性と生殖に関する健康ケアと出産のための国内戦略の策定に関する洞察を尋ねる。

モロッコ: 特に産科暴力に対処する際の戦略的パートナーとして、男性と男児を動員するための助言を求める。

ニュージーランド: 侵害の新しい課題と傾向が表れており、国家は質の高いアクセスできる妊産婦保健ケアを提供しなければならない。

英国: 暴力は世界中でのジェンダー平等の達成に永続的インパクトを与える。

オーストラリア: 暴力、虐待、女性と女兒に対する尊重の欠如は身体的健康も精神的健康も害する行為である。

オランダ: 女性は自分自身の身体と生活について意思決定することができるべきであることを繰り返し述べ、報告書の結論に完全な支持を表明して、包括的な性教育を要請する。

ノルウェー: 女性に対する暴力は最も通報が少ない犯罪の1つであることを強調し、どのようにこの問題が私的問題として扱われることを防止しどのように加害者に対する司法を求めることができるのかを尋ねる。

ロシア連邦: 報告書で紹介されたいわゆる家庭出産には反対し、この点で国家がカギとなる役割を果たすべきことを強調し、問題に取り組むために合同の努力が必要であることを述べる。

米国: 世界的に起こっている強制中絶、強制不妊手術を非難し、世界中の国々での女性の権利侵害を監視し評価する報告書を米国政府が出していることを述べる。

カナダ: 妊産婦保健のあらゆる段階で世界的に起こっている女性に対する暴力について深い懸念を表明する。性と生殖に関する健康に対す国際的な注意の欠如が、とりわけ乏しい成果と女性の虐待に繋が

っていることを認める。

キューバ、ブラジル、メキシコ、リヒテンシュタイン、アイルランド、カタール

回答

性暴力と性と生殖に関する健康の領域でのタブーをなくしたい。私は、女性の権利にかかわっている国連の他の機関と協働している。ラテンアメリカ全体を通して、それぞれの国に、女性の権利の様々な領域での不足を明らかにする法律がある。データ収集は、国家が解決策を必要としている特定の問題を明らかにすることができるようにするので、極めて重要である。こういった分析は、国々に、その欠陥を矯正する機会を提供する。多くの国々に、性と生殖に関する健康をめぐるタブーの問題がある。

一般討論

パレスチナ国(G77/中国を代表)、ザンビア(アフリカ・グループを代表)、ボツワナ(南部アフリカ開発共同体(DADC)を代表、タイ(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)

10月4日(金)午後 第8回会議

議事項目 26(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

グァイアナ(カリブ海共同体(CARCOM)を代表)、欧州連合、フィンランド、マーシャル諸島、スイス、イラク、日本、ハンガリー、ルクセンブルグ、ニュージーランド、リヒテンシュタイン、カナダ、スリランカ、モンゴル、アフガニスタン、オーストラリア、トルコ、ペルー、ニカラグア、メキシコ、ザンビア、カザフスタン、インドネシア、赤道ギニア、ロシア連邦、ラオ人民民主主義共和国、エクアドル、シリア・アラブ共和国、ルーマニア、中国、米国、カタール、グアテマラ、イタリア、ジンバブエ

日本のステートメント(宮崎あかね政府代表団顧問): ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、女性の可能性を最大限にします。日本は、社会の最大の可能性は女性の継続するエンパワーメントを通して解き明かすことができることを認め、世界中で、女性が輝く社会を達成する目的で、その国際協力と開発援助を強化しております。

「北京宣言と行動綱領」の25周年と安全保障理事会決議第1325号の20周年である2020年が近づくに連れて、日本は、女性のエンパワーメントを推進する国内努力と国際努力をさらに強化するつもりです。

この点での国内努力をまず強調させていただきます。我が国は、5月に「職場への女性の参画・昇格推進法」を6月に「夫婦間暴力防止・被害者保護法」を改正いたしました。前者は、行動計画を作成し情報開示を高める際に雇用者の責務を拡大することにより職場への女性の積極的参画をさらに推進することを目的としており、一方後者は、ドメスティック・ヴァイオレンスと子ども虐待との間の関連性を考慮して、関連機関の間の調整と協力による早期発見と介入を通して、夫婦間暴力の被害者の保護を改善することを意図しております。

さらに、日本は、G20の関係グループW20との協働で、第5回女性集会“WAW”を3月に開催し、ここで安倍首相は、2018年から2020年までの3年間にわたって、開発途上国の少なくとも400万人の女児と女性に質の高い教育と人材開発機会を提供するという日本のコミットメントを表明しました。

さらに、今年の G20 議長国として、日本は、G20 大阪サミットの合間に「女性のエンパワーメント指導者特別行事」を開催し、ここで、女性のエンパワーメントが主要テーマの一つとして討議されました。特に、(1)女性の労働力参加におけるジェンダー・ギャップを減らす、(2)女兒と女性の教育のための支援を強化する、(3)女性企業指導者と起業家とかかわることに特別な重点が置かれ、このすべてが G20 大阪指導者宣言にも含まれました。

国連との協働に関しては、日本は、昨年国連ウィメンに総額約 2,400 万米ドルの寄付をいたしました。国連ウィメンのトップのドナー国の 1 つとして、日本は開発途上国の指定されたプロジェクトを支援し続けるつもりです。我が国は、先月その第一回が開かれた日本と国連ウィメンとの政策対話を継続するものと信じており、様々な分野でのパートナーシップを強化することにも貢献するつもりです。

さらに、日本は、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表(SRSG-SVC)の作業を継続して支援し、現在の時点で、紛争中の性暴力を防止するための司法制度の改善のみならず、中東とアフリカでの紛争の悪影響を受けている女性と女兒のエンパワーメントとを支援するために、総額 1,100 億米ドルを寄付しております。

日本は、関係国や機関との協働で、女性・平和・安全保障のアジェンダも推進してまいりました。例えば、日本は、紛争の悪影響を受けている女性を支援し、紛争中の性暴力を防止することを目的とする国連ウィメンと UNFPA のプロジェクトを支援し、日本国際協力機関(JICA)を通して、司法制度、捜査手続き、軍の能力と警察力を強化するために、アフガニスタンに支援を提供してきました。

最後に、国連機関、加盟国、民間セクター及び市民社会のパートナーと協力して、日本は、女性が輝く社会を実現する努力を継続します。この関係で、第 6 回 WAWI シンポジウムが来年 4 月 3 日と 4 日に東京で開催されます。我が国は、世界中からの参加者を歓迎することを楽しみにいたしております。

10 月 7 日(月)午前 第 9 回会議

議事項目 26(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ミャンマー、エリトリア、チュニジア、ホーリーシー、ヴェトナム、モルディヴ、アルゼンチン、イスラエル、オランダ、南アフリカ、ブラジル、エジプト、ナミビア、セネガル、カメルーン、英国、ガーナ、キューバ、ノルウェー、イラン・イスラム共和国、スペイン、ボツワナ、ジョージア、コロンビア、パナマ、ブルガリア、ウクライナ、ドミニカ共和国、アンドラ、ジャマイカ、アルメニア、アイスランド、コスタリカ、ネパール、ナイジェリア、サウディアラビア、ジブティ、ケニア、バハマ

10 月 7 日(月)午後 第 10 回会議

議事項目 26(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ベルギー、フィリピン、トルコ、バングラデシュ、アルジェリア、朝鮮人民民主主義共和国、アラブ首長国連邦、スーダン、レバノン、リビア、韓国、トリニダード・トバゴ、ルワンダ、チリ、ボリヴィア多民族国家、パレスチナ国、ブルキナファソ、パキスタン、コンゴ民主共和国、ニジェール、マラウイ、バーレーン、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブータン、ブルンディ、インド、

アゼルバイジャン、クロアチア、タジキスタン、シエラレオネ、エルサルヴァドル、リベリア

答弁権行使

韓国: 朝鮮民主人民共和国からの拉致の非難を拒否し、拉致被害者は、一般市民のように自らの意志で、韓国で暮らしている反体制の人々であることを強調する。

日本: 朝鮮民主人民共和国のステートメントは、「事実の誤認」に基づいており、第二次世界大戦終結以来、日本は人道主義と民主主義と人権に対する尊重を示してきた。日本と朝鮮民主人民共和国は、「相互不信」を克服し、明るい未来に向かって協力しなければならない。

朝鮮民主人民共和国: 40万人の朝鮮人女性に悪影響を及ぼした性奴隷の犯罪は、「人道違反の忌むべき国際犯罪」である。歴史は変えられないことを強調し、日本に「正直な謝罪と完全な補償」を要請し、韓国には、「拉致された」国民を帰還させることにより、「再統合を推進する」よう要請する。

日本: 日本はこの外交問題に対処するための「誠意ある努力」を払ってきており、「最終的に不可逆的に」これを解決したいと思っている。2国がこの問題で以前に到達した協定を想起し、これを再び取り上げて「着実に実施」できればと願っている。

朝鮮民主人民共和国: 日本が過去の人道違反の犯罪に対する責任を隠す場所はどこにもなく、正直にこれを認め、すべての犯罪に対して謝罪し、補償するよう求める。

韓国: 日本に伝えるが、これはただ2国間の問題ではなく、普遍的人権の問題であり、深い傷を回復し癒すためには努力が必要である。「こんなことが2度と起こらないことを保障しなければならず、2015年の協定を「永続的解決策とすることはできない」。韓国は、過去から学ぶ未来の世代の権利のために協働を継続する。

10月8日(火) 午前 第11回会議

議事項目 66: 子どもの権利の推進と保護

- (a) 子どもの権利の推進と保護
- (b) 子ども特別総会の成果のフォローアップ

提出文書

1. 女兒: 事務総長報告書(A/74/248)(編訳は「公式文書(2)」を参照)
2. 自由を奪われた子どもに関する世界調査を主導する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/74/136)
3. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/74/249)
4. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表年次報告書(A/74/259)
5. 子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書---事務総長メモ(A/74/162)
6. 子ども特別総会成果のフォローアップ: 事務総長報告書(A/74/240)

議題導入ステートメント

1. Virginia Gamba 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表

質問とコメント: スペイン、モロッコ、ベルギー、カナダ、欧州連合、南アフリカ、スロヴェニア、ドイツ、マリ、アルゼンチン、英国、サウジアラビア、スーダン、スイス、グアテマラ、アラブ首長国連邦、カタール、フランス、アルジェリア、シリア・アラブ共和国、イエーメン

回答

2. Majat Maall M'Jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

質問とコメント: 日本(様々なセクター間の包括的な取組と協働が極めて重要である子どもに対する暴力をなくすことが極めて重要であることを強調する)、アルジェリア、モロッコ、スペイン、欧州連合、ポルトガル、スロヴェニア、ブラジル、南アフリカ、カタール

3. Charlotte Petri Gornitzka 国連子ども基金(ユニセフ)副事務局長

一般討論

ザンビア(アフリカ・グループを代表)、ボツワナ(南部アフリカ開発共同体を代表(SADC))、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合

10月8日(火)午後 第12回会議

議事項目 66(a)(b)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

4. Luis Ernesto Pedernera Revna 子どもの権利委員会議長

質問とコメント: スイス、欧州連合、ドイツ、スペイン、ロシア連邦、日本、ノルウェー、英国

5. Maud de Boer-Buquicchio 子ども買春、子どもポルノ、その他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者: 奪い取る者の子どものグルーミングと搾取、強制移動させられた付き添いのない子どもの搾取、支援生殖技術の儲けるための性質の結果のような ICT を変更することから生じたこの「忌まわしい犯罪」の新しい表れを説明する。すべてが世界的・国内的レベルでの権利に基づく取組にとっての広範な意味合いを持つ。そのような現象は、搾取のために「商品」として売られたり買われたりする子どもの危険を増幅する。強力な予防措置と国内及び国際的なステイクホルダーの間の協力の必要性を強調する。

代理母に関しては、禁止から規制の欠如に至る全域を尽くして各国が取組を採っている状態で、法的または倫理的観点から国際的に合意が欠如している。結果としての規制の空白は、代理母を通して生まれた子どもがその基本的権利が侵害される危険にさらされていることを意味する。代理母の状況で、子どもの売買と搾取を防止するための厳しい規則と監督を要請する。子どもを商品化しようとする試みは、「子どもの権利に関する条約」の第35条と子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「選択議定書」の第1条に違反する。

人権理事会との対話と国別訪問の後で開発された代理母から生まれた子どもの権利保護のための「最低保証」を説明する。代理母、生殖体のドナー、親となろうとする者を含め、すべてのステイクホルダーに与える長期的インパクトの基準と経験的調査の「否定的でない必要性」がある。子どもは懐胎した方法に基づいて差別されないことを保障する必要性がある。子どもの利益になる保護措置を取らない司法からの親権命令の独立した決定に対して、アイデンティティの権利のための法的枠組に対して、利益目的の仲介者への制裁と罰則のような、代理母から生まれた子どもを保護するために国家が設置しなければならない保証を概説する。そのような最低の保証は、理想的には、モデル法のような国際文書の形態をとることができよう。私的国際法に関するハーグ会議の親権プロジェクトを含め、この目的に

に向けた推奨すべき努力を歓迎する。

質問とコメント: 米国、スペイン、アイルランド、欧州連合、ロシア連邦、英国

回答

6. Manfred Nowak 独立専門家、自由を奪われた子どもに関する世界調査の主導著者

質問とコメント: ベルギー、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、スイス、メキシコ、欧州連合、コロンビア、オーストリア、カタール、モロッコ、国際赤十字委員会

回答

一般討論(継続)

セントキッツ・ネヴィス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ミャンマー(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、パキスタン、日本、イラク

日本のステートメント(宮崎あかね政府代表団顧問): 2019年は日本が「子どもの権利に関する条約」を批准した25周年に当たる。我が国は、子どもに対する暴力をなくすための国内行動計画の策定に向けた手段も取ってきた。日本は2020年に向けて行動計画を策定する努力を継続するつもりである。日本は、2019年に、子ども虐待を防止し、体罰を明確に禁止するための措置を強化するために、「子ども福祉法」及びその他の関連法を改正するために法律も制定した。日本は、「暴力禁止基金」に590万ドルを寄付した。この寄付は、ウガンダとナイジェリアでの12の人道プロジェクトを支援している。紛争の悪影響を受けている子どもたちに対する暴力をなくすために、「基金」の人道窓口を拡大する手助けをするよう、他のパートナーを奨励する。

10月10日(木)午前 第13回会議

議事項目 66(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

イスラエル、リヒテンシュタイン、モルディヴ、スイス、トルコ、ホーリーシー、ネパール、ザンビア、赤道ギニア、ロシア連邦、ヴェトナム、ルーマニア、ミャンマー、ナイジェリア、ラオ人民民主主義共和国、セネガル、ガーナ、ナミビア、フィリピン、メキシコ、インド、米国、コロンビア、ハンガリー、ブラジル、モロッコ、シリア・アラブ共和国、サウディアラビア、カメルーン、カタール、ブルネイ・ダルサラーム、英国、イタリア、キューバ、ニカラグア、スペイン、ジョージア

10月10日(木)午後 第14回会議

議事項目 66(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

コスタリカ、アフガニスタン、カザフスタン、パレスチナ国、ハイティ、バハマ、エジプト、マレーシア、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、ジブティ、インドネシア、シンガポール、エクアドル、ケニア、アンドラ、スーダン、レバノン、リビア、トリニダード・トバゴ、ルワンダ、イエーメン、パナマ、アラブ首長国連邦、韓国、バングラデシュ、中国、ブルンディ、ブータン、クウェート、モザンビーク、ブルガリア、キルギスタン、クロアチア、東ティモール、モンテネグロ、スリランカ

10月11日(金)午前 第15回会議

議事項目 66(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ペルー、アルメニア、カーボヴェルデ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、レソト、モロッコ、ガンビア、エルサルヴァドル、アゼルバイジャン、エチオピア、タイ、ウクライナ、シエラレオネ、ブルキナファソ、オマーン、エリトリア、ウルグアイ、グアテマラ、トーゴ、コンゴ、アンティグア・バーブダ、アイスランド、マルタ騎士団、国際赤十字委員会(ICRC)

議事項目 26(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

タイ、オマーン、モンテネグロ、レソト、フランス、マルタ騎士団、国際労働機関(ILO)、食糧農業機関(FAO)、国際移動機関(IOM)

女性の地位向上の議題の下でのステートメント

ステートメント総数: 123(国グループによるもの: 6、 各国: 113、 国際団体: 4)

ステートメント内容

	テーマ	数	順位	テーマ	数
1	暴力 ¹	77	10	国連機関 ²	24
2	参画 ³	67	12	貧困 ⁴	22
3	ジェンダー平等 ⁵	58	13	環境 ⁶	21
4	法律・司法	47	13	脆弱な女性 ⁷	21
5	開発 ⁸	45	13	平和 ⁹	21
6	労働 ¹⁰	39	16	地位の向上	17
7	教育 ¹¹	38	17	「北京宣言と行動綱領」	12
8	保健 ¹²	36	18	ジェンダーの視点の主流化	7

¹ ジェンダーに基づく暴力、人身取引、ドメスティック・ヴァイオレンス、子ども結婚、セクハラ等

² 国連ウィメン、女子差別撤廃委員会、国連開発計画、国連人口基金、人権理事会等

³ 政治参画、意思決定、労働市場、指導的地位等

⁴ 貧困緩和、貧困根絶等

⁵ パリティ等

⁶ 気候変動、自然災害、旱魃等

⁷ 農山漁村女性、移動女性、先住民女性、高齢女性、障害を持つ女性、シングル・マザー等

⁸ 持続可能な開発、「2030 アジェンダ」、農山漁村開発等

⁹ 安保理決議第 1325 号等

¹⁰ 同一価値労働同一賃金、起業、無償の家事・ケア労働等

¹¹ 訓練、質の高い教育、識字等

¹² 性と生殖に関する健康と権利、HIV とエイズ、10 代の妊娠、妊産婦死亡、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジ等

9	エンパワーメント	33	19	インフラ ¹³	4
10	差別	24	20	統計・データ ¹⁴	2

10月11日(金)午後 第16回会議

議事項目 67: 先住民族の権利

提出文書

1. 先住民族の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/149)

議題導入ステートメント

Vixtoria Tauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、欧州連合、ナミビア、オーストラリア、キューバ、メキシコ、グアテマラ、カナダ、リヒテンシュタイン

回答

一般討論

メキシコ、エルサルヴァドル(中米統合制度を代表)、欧州連合、デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、日本、カナダ、オーストラリア、メキシコ、ニカラグア、コロンビア、ロシア連邦、エクアドル、キューバ、ブラジル、米国、グアテマラ、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カメルーン、ナミビア、ホーリーシー、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、ネパール、ウクライナ、パナマ、パラグアイ、ボリヴィア、ラテンアメリカ先住民族基金、国際労働機関

日本のステートメント(宮崎あかねに政府代表団顧問):初めに、先住民族の言語が急速に消えつつあることに対して懸念を表明させていただきます。先住民族の言語を保護し、再活性化する努力は極めて重要であり、推進されなければなりません。今年は、「先住民族言語の2019年の国際年」であり、この年の目標に沿って、日本は関連するイニシャティヴと協力することにコミットしております。

2007年の「先住民族権利宣言」の採択以来、日本はその文化とアイデンティティの保存を通して、日本の先住民族であるアイヌ人に対して相当の尊敬を払う一致した努力を払ってきました。

2008年6月に、日本の国会は、アイヌ民族を日本の先住民族として認める決議を採択しました。この決議に続いて、日本政府は、アイヌ民族を日本の先住民族として認める内閣官房長官の声明を発表し、今後のアイヌ政策のための諮問会議を設立しました。

この会議で、日本政府とアイヌ民族の代表者は、教育、文化の再活性化、経済開発のような様々な問題に対処するための包括的で効果的な措置を討議しています。

日本のアイヌ政策の柱の一つは、アイヌ文化の推進であります。日本は、アイヌ語に関する教育プロジェクトのような様々な文化プロジェクトに支援を提供してきました。

これら政策に加えて、日本政府は、今年2月に、観光を通して地方のアイヌ社会、産業、国内的・国際的交流を含め、包括的な措置のパッケージを実施することを目的とする法案を国会に提出しました。この法案は、今年4月に承認され、制定されました。

¹³ 上下水道、電気等

¹⁴ ジェンダー統計、ジェンダー指標等

国内法で初めて、この法律は、アイヌ民族を日本列島の北部あたりで暮らしてきた先住民族として認め、その目的を「アイヌの誇りを尊重する社会の実現」と述べています。この法律は、その伝統文化を保護し推進するためにアイヌ民族に国有林にアクセスし、川で鮭を捕まえる特別許可の確立を含め、アイヌ文化の推進を超えた包括的を推進するための助成金も提供しています。

さらに、日本は、今では、北海道でのアイヌ文化の再活性化のセンターとして、国立アイヌ博物館と公園より成る「民族的調和のための象徴的スペース」を建設しております。アイヌ語で「大合唱団」を意味する「ウポボイ」と呼ばれる「象徴的スペース」は、東京オリンピック・パラリンピック大会に先立って、2020年4月24日に一般公開されます。日本は、アイヌ民族の歴史と文化に対する国内・国際理解を推進する努力を払っております。日本の代表として、各国代表団の皆さまに「ウポボイ」を訪問し、日本の先住民族に対する努力を見ていただくようお願いしたいと思います。

日本は、すべての人々の多様性が尊重される社会を達成するためにアイヌ民族と密接に協力して活動を継続することを決意しています。

10月14日(月)午前 第17回会議

議事項目 70: 人権の推進と保護

- (a) 人権条約の実施
- (b) 人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替の取組を含めた人権問題
- (c) 人権状況と特別報告者と代表の報告書
- (d) ウィーン宣言と行動計画の包括的実施とフォローアップ

提出文書

1. 人権委員会報告書(A/74/40)
2. 拷問禁止委員会報告書(A/74/44)
3. すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する委員会報告書(A/74/48)
4. 障害者の権利委員会報告書(A/74/55)
5. 強制失踪委員会報告書(A/74/56)
6. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」のアクセス可能性と状態---事務総長報告書(A/74/146)
7. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金(A/74/228)
8. 拷問被害者のための国連任意基金(A/74/233)
9. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的、品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/74/148)
10. 年次会議に関する人権条約機関議長報告書: 事務総長メモ(A/74/256)
11. 真実の推進、司法の救済策及び再発防止の保証に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/147)じ
12. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/159)
13. 「国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言」野効果的推進に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/160)
14. 安全で清潔で健全で持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書:

事務総長メモ(A/74/161)

15. 開発への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/163)

16. 食糧への権利に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/74/164)

17. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/165)

18. 最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/74/174)

19. 裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/176)

20. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/179)

21. 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/74/181)

22. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/183)

23. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/74/185)

24. 障害者の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/186)

25. 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/74/190)

26. 移動者の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/191)

27. 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/197)

28. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書: 事務総長メモ(A/74/198)

29. 人権と文化的多様性: 事務総長報告書(A/74/212)

30. 強制失踪からの万人の保護のための国際条約: 事務総長報告書(A/74/213)

31. 「国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言」の効果的推進: 事務総長報告書(A/74/216)

32. 人権の推進と保護のための国内機関: 事務総長報告書(A/74/226)

33. 人権条約機関委員の公正な地理的配分の推進: 事務総長報告書(A/74/227)

34. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力の唆し、対人暴力と闘う: 事務総長報告書(A/74/229)

35. 教育への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/243)

36. 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/74/245)

37. 文化的権利の分野での特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/255)

38. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/261)

39. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練文書化センター: 事務総長報告書(A/74/262)

40. 各国の外国負債とその他の関連国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/74/178)

41. 人身取引に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/189)

42. 対テロ中の人権と基本的自由の保護: 事務総長報告書(A/74/270)

43. 移動者の人権: 事務総長報告書(A/74/271)

44. 定期的で真の選挙の原則と民主化の推進を強化する際の国連の役割の強化: 事務総長報告書(A/74/285)

45. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題: 事務総長報告書(A/74/314)
46. 司法外、即決、恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書(A/74/318)
47. 対テロ中の人権と基本的自由の保護に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/335)
48. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/249)
49. 中央アフリカにおける人権と民主主義のための小地域センター: 事務総長報告書(A/74/460)
50. ソマリアにおける人権状況に関する独立専門家報告書: 事務局メモ(A/74/166)
51. イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者報告書(A/74/188)
52. イラン・イスラム共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/74/273)
53. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/196)
54. 朝鮮民主人民共和国における人権状況: 事務総長報告書(A/74/268)
55. 朝鮮民主人民共和国における人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/275)
56. クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポール市の人権状況: 事務総長報告書(A/74/276)
57. ミャンマーの独立捜査メカニズム: 事務局メモ(A/74/278)
58. ミャンマーの人権状況: 事務総長報告書(A/74/311)
59. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/342)
60. ブルンディに関する調査委員会報告書: 事務局メモ(A/74/303)
61. 国連人権高等弁務官報告書: 事務局メモ(A/74/36)

議題紹介ステートメント

1. Rosemary A. Dicarolo 政治・平和構築問題事務次長

2. Andrew Gilmour 人権事務総長補・国連人権高等弁務官事務所長

質問とコメント: 英国、イラン・イスラム共和国、モロッコ、ロシア連邦、朝鮮民主人民共和国、シリア・アラブ共和国

回答

3. Daniela Bas 経済社会問題局包摂的社会開発部部長

4. Ahmed Amin Fathalla 人権委員会議長

質問とコメント: 欧州連合、英国、メキシコ、チェコ共和国、エジプト、ロシア連邦、米国、モルデイヴ、モロッコ、アイルランド、コスタリカ

回答

5. Renato Xerbini Ribeiro Leao 経済的・社会的・文化的権利委員会議長

質問とコメント: 欧州連合、スペイン、ブラジル、中国、コスタリカ、アルジェリア、ポルトガル、モルデイヴ

回答

10月14日(月)午後 第18回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)

議題紹介ステートメント(継続)

6. Jens Modvig 拷問禁止委員会議長

質問とコメント: メキシコ、米国、リヒテンシュタイン、ロシア連邦、フランス、中国、南アフリカ、デンマーク、欧州連合

回答

7. Malcolm Evans 拷問及びその他の残酷かつ非人間的、品位を落とす扱いはまたは懲罰の禁止に関する小委員会議長

質問とコメント: 欧州連合、デンマーク、チリ

回答

8. Nils Melzer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的、品位を落とす扱いはまたは懲罰に関する特別報告者

10月15日(火)午前 第19回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

9. Tijjani Muhammad-Bande 総会議長(ナイジェリア)

10. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

質問とコメント: スペイン、スーダン、モロッコ、メキシコ、スウェーデン、イラン・イスラム共和国、英国、セネガル、ドイツ、スイス、パレスチナ国、ジョージア、リヒテンシュタイン、ペルー、アイルランド、チリ、パキスタン、イタリア、ザンビア、ミャンマー、ラトヴィア、ポーランド、欧州連合、エジプト、インドネシア、スロヴェニア、米国、キューバ、中国、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、朝鮮民主主義人民共和国、マリ、ベラルーシ、ルクセンブルグ、カナダ、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、日本、カタール、アルメニア、ポルトガル、マレーシア、テュニジア、ジブティ、エルトリア、アルジェリア、コスタリカ

回答

10月15日(火)午後 第20回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

11. Obiora Chinedu Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家

質問とコメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、ロシア連邦

回答

12. Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

質問とコメント: スイス、チェコ共和国、インドネシア、エストニア、米国、欧州連合、ロシア連邦、中国、メキシコ、オランダ、イラン・イスラム共和国、英国

回答

13. Michel Forst 人権擁護者の人権に関する特別報告者

10月16日(水)午前 第21回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

14. Flonnuala Ni Aolain テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、スペイン、スイス、オランダ、アイルランド、欧州連合、英国、ロシア連邦、カザフスタン、メキシコ、中国

回答

15. Diego GarciaSayan 裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、スペイン、リヒテンシュタイン、ノルウェー、欧州連合、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、シリア・アラブ共和国、エリトリア、ロシア連邦、キューバ

10月16日(水)午後 第22回会議

記事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

16. Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

質問とコメント: パキスタン、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、キューバ

回答

17. Saad Alfarargi 開発の権利に関する特別報告者

質問とコメント: エジプト、カーボヴェルデ、ザンビア(アフリカ・グルループを代表)、南アフリカ、欧州連合、エリトリア、ジブティ、モルディヴ、キューバ、アゼルバイジャン、インドネシア、イラン・イスラム共和国、中国

18. Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

質問とコメント: ロシア連邦、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、キューバ

回答

10月17日(木)午前 第23回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

19. Mohammed Ayat 強制失踪委員会委員長

質問とコメント: フランス、欧州連合、モロッコ、ロシア連邦、日本

回答

20. Luciano Hazan 強制または任意によらない失踪作業部会議長

質問とコメント: アルゼンチン、ロシア連邦、欧州連合、フランス、米国、中国

回答

21. Anais Marin ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: ベラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、欧州連合、ノルウェー、米国、英国、ポーランド、チェコ共和国、ドイツ、リトアニア

回答

10月17日(木)午後 第24回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議第紹介ステートメント(継続)

22. Can Unver すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会議長

質問とコメント: コロンビア、欧州連合、リビア、アゼルバイジャン、インドネシア

回答

23. Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、チリ、スイス、ギリシャ、フィリピン、コロンビア、ロシア連邦

回答

24. Ahmed Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

質問とコメント: オランダ、イスラエル、アイルランド、欧州連合、ノルウェー、ドイツ、米国、中国、イラン・イスラム共和国、ブラジル、カタール、ギリシャ、ポーランド、ルーマニア、オーストリア、英国、カナダ、ロシア連邦

回答

10月18日(金)午前 第25回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

25. Koumbou Boly Barry 教育への権利に関する特別報告者

質問とコメント: ハンガリー、欧州連合、モルディヴ、フランス、米国、中国、モロッコ

回答

26. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、ケニア、エリトリア、モロッコ、中国、フランス

回答

一般討論

英国(69 か国を代表)、エルサルヴァドル(LGBTI 国連核心グループを代表)、欧州連合、スイス、日本、ニュージーランド、リヒテンシュタイン、バングラデシュ、オーストラリア、ノルウェー、ペルー、ザンビア、エクアドル、サウディアラビア

日本のステートメント(鈴木誉里子公使): 朝鮮民主人民共和国、ミャンマー、シリア及びイエメンの重大な人権問題に対処する。国際人権法から生じる責務に従い、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)がその監視と保護のマンデートを果たすことができるようにし、国際社会と協力するよう朝鮮民主人民

共和国に要請する。日本国民の拉致は、平壤の「最も重大な」人権侵害であり、彼らの即時釈放を要請する。ミャンマーには、その独立調査委員会を通して、北部ラカイン州での申し立てられた人権侵害に対する信頼できる透明性のある捜査を行うよう要請する。シリアに関しては、国の北東部における軍事作戦が人道状況を悪化させていることに懸念を表明し、シリアの危機は軍事的手段では解決できないという日本の立場を強調する。イエーメンに関しては、国民の80%が人道援助を必要としていることを指摘し、危機の早い政治的解決を要請する。

10月18日(金)午後 第26回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

27. Leo Heller 安全な飲用水と下水道へ人権に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、スペイン、アルジェリア、ブラジル、中国、モルディヴ

回答

28. Leolani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別への権利に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、ドイツ、ロシア連邦、ブラジル、中国

回答

一般討論(継続)

イラク、スウェーデン、キプロス、ネパール、ギリシャ、グアテマラ、ミャンマー

10月21日(月)午前 第27回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

29. Danlami Basharu 障害者の権利委員会議長

質問とコメント: 日本(我が国は、2020年のパラリンピックを東京で開催するが、包摂的社会を達成する際のスポーツの役割に関してお考えを議長に伺いたい)、欧州連合、ルクセンブルグ、英国、米国、カタール、ナイジェリア、中国

回答

30. Catalina Devandasaguilar 障害者の権利に関する特別報告者

質問とコメント: イタリア、ニュージーランド、アルゼンチン、フィンランド、ポーランド、米国、ブラジル、コスタリカ、韓国、アイルランド、欧州連合、スペイン、インドネシア、フィンランド、モルディヴ、オーストラリア、アルジェリア、中国、モロッコ、メキシコ、英国、スイス

回答

一般討論(継続) エルサルヴァドル(高齢者友好国グループを代表)、バハマ(カリブ海共同体 CARICOM)を代表)、パキスタン、ヴェトナム、コスタリカ(ベルギーを含む52か国を代表)、ニカラグア、カナダ、キューバ、メキシコ、南アフリカ、コロンビア、シンガポール

10月21日(月)午後 第28回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

31. David Kaye 表現と意見の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

質問とコメント: オランダ、スイス、アイルランド、欧州連合、カナダ、リトアニア、米国、ロシア連邦、ウクライナ、英国、フランス、リヒテンシュタイン、ブラジル、アイスランド、中国、バーレーン

回答

32. Juan Pablo Bohoslavsky 国家の外国の負債及びその他の関連する外国の金融負債すべての人権特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

質問とコメント: 中国、キューバ

回答

一般討論(継続)

欧州連合、カザフスタン、エリトリア、セネガル、カメルーン、ブルキナファソ、朝鮮民主人民共和国、マレーシア、モルディヴ、マリ、アルメニア、ケニア、トーゴ、ナイジェリア、カンボディア、インド

10月22日(火)午前 第29回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

33. Fernand de Varennes マイノリティ問題に関する特別報告者

質問とコメント: ハンガリー、ロシア連邦、欧州連合、リヒテンシュタイン、ウクライナ、オーストリア、米国、インド、中国

回答

34. Karima Bennouna 文化的権利の分野での特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、モルディヴ、米国、ノルウェー、中国

回答

35. Ikponwosa Ero 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家

質問とコメント: 南アフリカ、日本 (我が国は白皮症の人々とその家族を助けるために活動している。こういった人々に対する差別をなくすための勧告について尋ねる)、欧州連合、ソマリア、トルコ、アンゴラ、ガーナ、マラウイ、ガーナ、イスラエル、スロヴェニア、ブラジル、ナミビア、米国、中国

回答

一般討論(継続)

フィリピン、エジプト、アラブ首長国連邦、トルコ、モーリタニア、スーダン、アイスランド、ジンバブエ、バハマ、シリア・アラブ共和国、アフガニスタン

10月22日(火)午後 第30回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

36. Yanghee Lee ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ミャンマー

質問とコメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、欧州連合、リヒテンシュタイン、バングラデシュ、英国、チェコ共和国、ノルウェー、ルクセンブルグ、オーストラリア、朝鮮民主人民共和国、アイルランド、フランス、キューバ、ドイツ、米国、韓国、モルディヴ、ブルンディ、ヴェトナム、ラオ人民民主主義共和国、中国、タイ

回答

37. Marzuki Darusman ミャンマーに関する国際事実確認ミッション議長

質問とコメント: ミャンマー

一般討論(継続)

中国

10月23日(水)午前 第31回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

38. Michael Lynk 1967年以來被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: パレスチナ国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、欧州連合、モルディヴ、マレーシア、イラン・イスラム共和国、アイルランド、ロシア連邦、ノルウェー、サウディアラビア、英国、セネガル、キューバ、朝鮮民主人民共和国、中国、インドネシア

回答

39. Javaid Rehman イランにおける人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: イラン・イスラム共和国、アイルランド、カナダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、朝鮮民主人民共和国、アイルランド、欧州連合、シリア・アラブ共和国、ノルウェー、日本 (障害者の権利保護においては進歩を遂げているが、イランと協力関係を築くことに関して特別報告者はどう考えているのか?)、スイス、米国、ドイツ、キューバ、チェコ共和国、英国、中国、ベラルーシ、エリトリア、ブルンディ、ロシア連邦、パキスタン

回答

一般討論(継続)

モロッコ、エルサルヴァドル、クウェート、アンゴラ、タイ、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジャマイカ、ハイティ、セルビア

10月23日(水)午後 第32回会議

記事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

40. Christine Schraner Burgener ミャンマーのための事務総長特使

当該国ステートメント: ミャンマー

10月24日(木)午前 第33回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

40. Fabian Savioli 真実、正義、補償、再発防止の保証に関する特別報告者

質問とコメント: コロンビア、スペインアルゼンチン、アイルランド、欧州連合、スイス、米国、フランス、ベルギー、モロッコ、エルサヴァドル、中国

回答

41. Victoria Madrigal-Borloz 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家

質問とコメント: ボリヴィア多民族国家、スロヴェニア、欧州連合、オランダ、スペイン、ニュージーランド、アイルランド、メキシコ、ドイツ、アイスランド、米国、カナダ、チェコ共和国、イスラエル、アンゴラ、ベルギー、オーストラリア、アルゼンチン、ルクセンブルグ、スウェーデン、ジョージア、中国、英国

回答

42. Agnes Callamard 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、オーストラリア、アルゼンチン、米国、ロシア連邦、中国、アラブ首長国連邦、アイスランド、サウジアラビア、メキシコ、リヒテンシュタイン、オーストラリア、英国

回答

10月23日(水)午後 第34回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

43. David R. Voyd 人権と環境に関する特別報告者

質問とコメント: スロヴェニア、チェコ共和国、欧州連合、フィジー、ブラジル、パレスチナ国、ロシア連邦、バーレーン、中国

回答

44. Baskut Tunkak 人権と危険物質と廃棄物に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、アンゴラ、ブラジル、コートイヴォワール、中国、エリトリア

回答

45. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

一般討論(継続)

タジキスタン、パレスチナ国、ウクライナ、リビア、エチオピア、ブラジル

10月25日(金)午前 第35回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

46. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 人身取引された人の人権は、この慣行を防止し、闘う努力の中心になければならない。しかし、司法へのアクセスと被害者の矯正に関連して多くの問題が生じる。職の喪失、相当の賃金の喪失、特にその労働許可と居住許可がその雇用者との契約にかかっている時、国外追放の脅威を含め、被害者が苦情処理メカニズムに訴えることを妨げる課題を説明する。これは、人身取引の被害者となる可能性のある者の身元を確認する時間も認めず非正規の移動者を速やかに除去する多くの管轄区での現在の移動政策の結果である。さらに、司法手続きは金と時間がかかる。成功する苦情は、労働組合や NGO のように司法手続きのための専門の財政資金を持っている団体によって申し立てられてきた。

英国、オーストラリア、フランスのような加盟国が可決した透明性法は、供給網における人身取引の危険に対するさらなる意識啓発に繋がってきた。しかし、今では最低の通報責務を超える必要があり、会社からのより程度の高いコミットメントの必要性がある。補助機関や下請け会社の活動を考慮に入れる会社によるより良い監視・警告メカニズムを含めたそのような措置、搾取された労働者のための賠償、民間セクター、労働組合、市民社会の間の調整、社会的遵守メカニズムへの労働者の声の包摂を概説する。

質問とコメント: イタリア、フィリピン、ギリシャ、ルクセンブルグ、英国、リヒテンシュタイン、アイルランド、米国、ベラルーシ、アイスランド、欧州連合、バーレーン、カタール、中国、ドイツ、メキシコ、インドネシア

回答: 搾取的慣行についてのフィリピンの質問に答えるが、取り組むべき主要な問題の1つが、雇用者のお情けを受けているので司法にアクセスすることを妨げられている女性の状況であることに同意する。バーレーンのような国々によるスポンサーシップ制度の廃止を歓迎するが、廃止された慣行が現地での現実であり続けているので、継続する監視が必要である。

民間セクターと政府との間の協力に関しては、国家は行動計画や法律を超えて進み、民間セクターから期待されている要件においてもっと明確でなければならない。会社は取られた行動を報告しているが、危険評価と特に救済ツールは依然として大変に弱い。

好事例には、ラナ・プラザでの悲劇の後での賠償ツールを含め、労働者の安全と条件に関するバングラデシュの協定が含まれる。しかし明らかな問題が残っており、会社は渋っているが、下請け会社のリストを開示することは可能であり、望まれる。それでも議論は進んでおり、国際社会とステイクホルダーは進歩を確保する後押しをするべきである。

賠償に関しては、遵守できない時には、市民社会とすべての会社の合同の責任が必要である。しかし、会社が従って契約を解除する時でさえ、会社はそのような結果となった悪い影響を担う唯一の者たちである労働者の運命に対して責任を負わなければならない。さらに、保護と援助の措置は、これらが効果的であるように刑事手続きからは切り離されなければならない。

47. Ulmila Bhoola 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

質問とコメント: 英国、米国、オーストラリア、中国

回答

48. Cecilia Jimenez-Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者

質問とコメント: マリ、欧州連合、英国、スイス、アルメニア、ウクライナ、オーストリア、米国、シリア・アラブ共和国、ノルウェー、中国、カナダ、ジョージア

回答

10月29日(火)午前 第36回会議

議事項目 70(a)(b)(c)(d)(継続よ)

議題紹介ステートメント(継続)

49. Joseph Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

質問とコメント: リヒテンシュタイン、ドイツ、韓国、欧州連合、ロシア連邦

回答

50. Dainius Puras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

質問とコメント: バーレーン、バングラデシュ、欧州連合、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、リトアニア

回答

51. Dante Pesce 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会委員

質問とコメント: スペイン、米国、ノルウェー、ロシア連邦、欧州連合

回答

10月29日(火)午後 第37回会議

議事項目 68: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の撤廃

(a)人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の撤廃

(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ

議事項目 69: 民族自決権

提出文書

1. 人種差別撤廃委員会報告書(Suppl. No.18)(A/74/18)
2. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/253)
3. アフリカ系の人々に関する専門家部会報告書: 事務局メモ(A/74/274)
4. 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の完全撤廃のための世界的努力と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ: 事務総長報告書(A/74/312)
5. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/74/321)

6. 「ダーバン宣言と行動計画」の実施に関する独立著名人専門家グループの報告書: 事務総長メモ (A/74/173)
7. 国際アフリカ系の人々の10年実施のための活動計画: 事務総長報告書(A/74/308)
8. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書 (A/74/244)
9. 民族自決権: 事務総長報告書(A/74/309)

議題紹介ステートメント

1. Craig Mokhiber 国連人権高等弁務官(OHCHR)ニューヨーク事務所所長
2. Ahmed Reid アフリカ系の人々に関する作業部会議長
質問とコメント: 欧州連合、サウディアラビア、アンゴラ、ブラジル、メキシコ
回答
3. E. Tendayi Achiume 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者
4. Nouredine Amir 人種差別撤廃委員会議長

10月30日(水)午前 第38回会議

議事項目 68(a)(b)、69(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

5. Chris Kwaja 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の利用に関する作業部会報告者
質問とコメント: ロシア連邦
回答
6. Toanga Mushayavanhu あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に対する補足基準の策定特別委員会議長・報告者
質問とコメント: 欧州連合、アンゴラ、ジンバブエ
回答

一般討論

パレスチナ国(G77/中国を代表)、コンゴ民主共和国(アフリカ・グループを代表)、アンティグア・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合、エルサルヴァドル、パキスタン、カナダ、イラク、コスタリカ、カザフスタン、パレスチナ国、ロシア連邦、アルジェリア、ミャンマー、米国、コロンビア、南アフリカ、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、カメルーン、ナミビア、ホーリーシー、ジョージア、マレーシア、リヒテンシュタイン

答弁権行使

中国: 米国は我が国に対して根拠のない非難をした。新疆で用いられている対テロ急進化阻止措置人権業績を前向きに評価し、他国の問題への干渉に反対した。これは正義が人々の心にある証拠である。もし米国が人権を心配するのなら、多数の国々の声に耳を傾け、その領土のいたるところにある人種主義の問題を解決するべきである。

10月30日(木)午後 第39回会議

議事項目 68(a)(b)、69(継続)

一般討論(継続)

トルコ、メキシコ、イラン・イスラム共和国、インド、東ティモール、アルメニア、クロアチア、スリランカ、パプアニューギニア、ガーナ、モルドヴァ、ウクライナ、ナイジェリア

議事項目 61: 国連難民高等弁務官報告書、難民、帰還民、国内避難民に関連する問題と人道問題

提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(Suppl. No. 12)(A/74/12)
2. 国連難民高等弁務官プログラム執行委員会報告書(A/74/12/Add.1)
3. アフリカの難民、帰還民、国内避難民への援助: 事務総長報告書(A/74/322)

議題紹介ステートメント

Mr. Filippo Grandi 国連難民高等弁務官

質問とコメント: カナダ、アイルランド、欧私有連合、アフガニスタン、ギリシャ、イタリア、メキシコ、イラン・イスラム共和国、モロッコ、ルーマニア、韓国、バングラデシュ、スイス、カタール、アルジェリア、チリ、デンマーク、米国、日本、コスタリカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エジプト、中国

10月31日(金)午前 第40回会議

議事項目 61(継続)

一般討論(継続)

欧州連合、イラク、スイス、リヒテンシュタイン、パキスタン、アフガニスタン、ロシア連邦、ミャンマー、タンザニア連合共和国、サウディアラビア、トルコ、米国、コロンビア、カメルーン、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、ブラジル、ジョージア、イラン・イスラム共和国、イタリア、マリ、クウェート、スーダン、モンテネグロ、タイ、ウクライナ、赤道ギニア、カザフスタン、バングラデシュ、ジブティ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、国際赤十字委員会

10月31日(金)午後 第41回会議

議事項目 60(継続)

一般討論(継続)

コスタリカ、アルジェリア、エリトリア、アンゴラ、エジプト、ハンガリー、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、エリトリア、ナイジェリア、モロッコ

議事項目 68(a)(b)、69(継続)

一般討論(継続)

アゼルバイジャン、エジプト、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、モロッコ、アラブ首長国連

邦、ブラジル

答弁権行使

アルメニア: アゼルバイジャンは国連のブラットフォームを誤用しようとした。ナゴルノ・カラバフの人々はその民族自決権を行使してきた。こういった人々とその平和的野望に対して武力を使用することは、侵略者の主張というよりはむしろ、その野望を強化するだけである。アゼルバイジャンは30年以上も前にナゴルノ・カラバフの人々の抗議に虐殺と大量殺戮で対応した。

ナミビア: 西サハラに関してナミビアのステートメントは事実に基づいた国連のアジェンダにもあることなので、モロッコのステートメントには混乱する。ナミビアは、アフリカ連合の同輩国として、西サハラの問題に永続的な解決策を見出すために活動することによって、アフリカ大陸の開発を育成するようモロッコに訴える。

アゼルバイジャン: アルメニアに伝えるが、ナゴルノ・カラバフ人と呼ばれるような別箇の集団などない。むしろこの地域には2つの平等な地域社会があり、アゼルバイジャン人社会とアルメニア人社会である。アルメニアは、この地域のアゼルバイジャン人社会の存在を受け入れることを拒否している。従ってアルメニアは、その核心に国際法違反がある特権を要求することはできない。

モロッコ: ナミビアの回答に混乱を表明し、Capriviの人々が自分たちの未来を決定できる解決策を見出すようナミビアに要請する。モロッコ領サハラの問題に関しては、この人々はモロッコ人としての地位を完全に享受していることを伝える。

アルメニア: アゼルバイジャンは根拠のない非難を用い、事実を歪曲した。ナゴルノ・カラバフにもともといた人々たちに関しては、アルメニアはアゼルバイジャンよりも多くの国内避難民を抱えている。歪められた数字が公表されるのにはがっかりする。国内避難民の人権が広がるべきであり、アゼルバイジャンには対話にかかわるよう奨励する。

ナミビア: モロッコの発言に混乱し、ナミビアは西サハラに関する安全保障理事会決議の尊重を要請したことを強調する。Capriviの問題に関しては、ナミビアはすべての人々がこの地域を訪問するよう勧めるが、ナミビアはここをZambezi地域と呼んでいる。ナミビアのZambezi地域は、依然として我が国の不可欠の部分である。

アゼルバイジャン: ナゴルノ・カラバフ地域は、いつでも我が国の不可欠の部分であった。根拠のない領土の主張を実現するために武力に訴えたのはアルメニアである。進行中の和平プロセスの主要な目標は、占領軍のアゼルバイジャン領土からの即時撤退と強制移動させられた人々をその家と財産に戻すことを保障することである。

モロッコ: ナミビアの発言に混乱を表明する。モロッコ領サハラの問題に対処したいのなら、Capriviの人々の問題にも対処することになる。最近の発展について学ぶために、安全保障理事会報告書と決議を読むよう勧める。サハラはモロッコのものでありモロッコの不可欠の部分である。サハラには美しい海岸があり、人々は親切で陽気である。Capriviに関しては、ナミビアは自分の国民、特にCapriviの人々のニーズと要件を考慮すべきである。

11月1日(金)午後 第42回会議

議事項目 65: 人権理事会報告書

提出文書

1. 人権理事会報告書(Suppl. 第 53 号(A/74/53))
2. 人権理事会報告書(Suppl. 第 53A 号)(A/74/53/Add.1)

議題紹介ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

質問とコメント:

一般討論

アイスランド(北欧諸国を代表)、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、ミャンマー、英国、インド、イエーメン、バングラデシュ、オマーン、エジプト

議事項目別一般討論ステートメント数

女性の地位の向上	123 (国グループ 6, 各国 110, 国際団体 4)
子どもの権利	108 (国グループ 8, 各国 100)
社会開発	103 (国グループ 7, 各国 95, 国際団体 1)
人権問題	77 (国グループ 7, 各国 70)
犯罪防止・刑事司法、麻薬	61 (国グループ 5, 各国 56)
人種主義・人種差別	38 (国グループ 4, 各国 34)
難民高等弁務官	33 (国グループ 1, 各国 31, 国際団体 1)
先住民族	30 (国グループ 3, 各国 25, 国際団体 2)
人権理事会	9 (国グループ 2, 各国 7)

11月5日(火)午後 第43回会議

決議の採択

1. 拷問及びその他の残酷、非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰(A/C.3/74/L.24)---PBI なし
主提案国: デンマーク

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国

一般コメント: アルゼンチン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ロシア連邦、フィリピン

2. 青少年犯罪防止と刑事司法戦略にスポーツを統合する(A/C.3/74/L.2)---PBI なし
提案者: 経済社会理事会決議第 2019/16 号の勧告に基づいて議長
コンセンサスで決議を採択
3. 第 13 回国連犯罪防止・刑事司法会議のフォローアップと第 14 回国連犯罪防止・刑事司法会議のための準備(A/C.3/74/L.3)---PBI なし
提案者: 経済社会理事会決議第 2019/27 号の勧告に基づいて議長
コンセンサスで決議を採択
4. 司法教育と持続可能な開発の状況での法の支配(A/C.3/74/L.4)---PBI なし
提案者: 経済社会理事会決議第 2019/18 の勧告に基づいて議長
コンセンサスで決議を採択
5. 情報交換を含め、サイバー犯罪と闘うための国内措置と国際協力を強化するための技術援助と能力開発を推進する(A/C.3/74/L.5)---PBI なし
提案者: 経済社会理事会の勧告に基づいて議長
コンセンサスで決議を採択
6. オンラインでの子どもの性的搾取と性的虐待と闘う(A/C.3/74/L.6)---PBI なし
提案者: 経済社会理事会の勧告に基づいて議長
コンセンサスで決議を採択

決議内容

総会は、

否定的な発達上の軌跡を含め、オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待の被害者¹⁵が、生活を変えるほどのトラウマを経験する可能性を認め、

ICT の進歩が、経済開発を煽り、アイデアと経験の分かち合いを通して相互の繋がりを奨励して、国々、地域社会及び子どもたちに重要な経済的・社会的に有利な条件を提供してきたが、そのような進歩が、子どもの性的犯罪者に、子どもの完結性と権利を侵害する子どもの性的虐待資料にアクセスし、作成し、配布する前例のない機会も提供し、物理的な場所や国籍にかかわらず、有害なオンラインでの子どもとの接触を可能にしていることも認め、

暗号化能力と匿名ツールを含め、新しい進化する ICT が、子どもの性的搾取と性的虐待を含め、犯罪を行うために誤用されつつあることを懸念し、

子どもの性的搾取と性的虐待が、これに限られるわけではないが、接触・非接触犯罪、オンライン犯罪、性的搾取を目的とした人身取引、性的目的でのグルーミング、脅しまたは恐喝のための子どもの性的虐待画像の利用、取得、作成、配布、子どもの性的虐待資料と子どもの性的虐待のライブの配信を利用できるようにし、売買し、コピーし、所有し、アクセスすることのような多くの形態をとかも知れず、あらゆる形態の搾取が有害であり、子どもの発達と長期的福利及び家族の統合と社会の安定に否定

¹⁵ 「サヴァイヴァー」という用語が、オンラインでの子どもの性的虐待と子どもの性的搾取の被害者が知恵してきたトラウマから書いてくることができることを認めるためにしばしば用いられている。

的インパクトを与えることに留意し¹⁶、

子どもの性的搾取と子どもの性的虐待資料が作成でき、配布でき、売ることができ、コピーすることができ、収集することができ、オンラインで見ることができるますます多くの数の方法とお互いにオンラインで集まり、子どもの性的虐待を推進する個人の能力が、子どもの性的搾取と子どもの性的虐待を正常化し、子どもとの有害な接触を奨励することを含め、子どもにとっての危険を高めてきたことを強調し、この行為が、子どもの完結性、権利、安全性を侵害していることに留意し、

「国連国際犯罪防止条約」¹⁷が、国際犯罪を防止し、これと闘うための国際協力を提供するために締約国によって利用されるかも知れず、締約国の中には、オンラインの子どもの性的虐待と性的搾取の事件で利用されるかも知れないところもあることに留意し、

オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待を防止し、子ども被害者の身元を明らかにし、加害者を裁判にかけ、国内法を改善し、防止、発見、捜査及び訴追のあらゆるプロセスを含め、あらゆる形態の子どもの性的搾取、身体的心理的回復及び子ども被害者の社会統合を扱う国の当局の能力を高めることを国家に要請することへの技術的援助の提供を強化する際に、加盟国間の調整と協力を高めることの重要性を強調し、

「子どもの権利条約」¹⁸と子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「子どもの権利条約」の「選択議定書」¹⁹を想起し、

「子どもポルノ」という用語は、ある加盟国内では、そのような資料の性質とこの状況で子どもが受ける害悪の深刻さをより良く反映するために、子どもの性的搾取または子どもの性的虐待資料としてみます言及されつつあることに留意し、

子どもの性的搾取と性的虐待との闘いに貢献し、国際的に合意された定義を含む既存の国際法文書の重要性を再確認し、そのような行為によって子どもに与える害の深刻さを反映する用語の利用の重要性を認め、

子どもの性的搾取と虐待を犯罪化するよう締約国に要請し、子どもの性的搾取と虐待と闘う状況で、効果的な国際協力を可能にする既存の法文書の重要性を認め、

いじめからの子どもの保護に関する 2018 年 12 月 17 日の決議第 73/154 号、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する努力の強化: セクハラ」と題する 2018 年 12 月 17 日の決議第 73/148 号、犯罪防止と刑事司法の分野での子どもに対する暴力の撤廃に関する国連モデル戦略と実際の措置に関する 2014 年 12 月 18 日の第 69/194 号及び人身取引を禁止する努力の調整の改善に関する 2017 年 12 月 19 日の第 72/195 号、子どもを虐待し、搾取する新しい情報技術の利用の防止、保護及び国際協力に関する 2011 年 7 月 28 日の経済社会理事会決議第 2011/33 号及び犯罪の子ども被害者と証

¹⁶ このパラグラフで述べられている行動は、必ずしもすべての加盟国で刑事的犯罪とはされていない。

¹⁷ 国連、条約シリーズ、第 2225 巻、第 39574 号。

¹⁸ 同上、第 1577 巻、第 27431 号。

¹⁹ 同上、第 2171 巻、第 27531 号。

人のための司法に関するガイドラインに関する 2004 年 7 月 21 日の第 204/27 号、及び子どもの性的搾取と闘うための効果的な犯罪防止と刑事司法対応に関する 2007 年 4 月 27 日の犯罪防止刑事司法委員会決議第 16/2 号を想起し²⁰、

オンラインの性的搾取と性的虐待からの子どもの保護を確保し、子どものオンラインの安全性を推進することにより、あらゆる形態の暴力を防止する際に、両親、法的後見人、学校、市民社会、スポーツ協会、地域社会、国家機関及びメディアが果たすはっきりとした重要な役割を認め、

犯罪防止と刑事司法における国際協力を強化するための効果的行動を推進する際に、国連犯罪防止刑事司法プログラムの重要性を再確認し、

サイバー犯罪に関する包括的調査を行うための専門家グループの作業とそのサイバー犯罪の脅威に対する理解への貢献の重要性を確認し、

国連麻薬犯罪事務所と事務所が特にオンラインを含めた子どもの性的虐待と搾取と闘うために要請している国家に能力開発と技術援助を提供している人身取引に関する世界プログラム、犯罪防止・刑事司法の分野での子どもにする暴力に関する世界プログラム及びサイバー犯罪に関する世界プログラムの重要性に留意し、

これを通して子どものインターネットの利用をめぐる堅固な証拠基盤を確立することを目的とする調査が行われる子どもの権利の効果的保護と推進とオンラインの子どもの性的搾取と性的虐待の撤廃を推進する国際地域、2 国間の多様なステイクホルダーのパートナーシップとイニシアティブの重要性を認め、この点で、特に WeProtect 世界同盟と世界子どもオンラインの努力に留意し、

犯罪防止刑事司法委員会が ICT の犯罪的誤用が、犯罪者が人身取引された子どもたちの募集、支配、匿い、そのような子どもたちの人身取引の広告、並びに子どもの虐待と搾取、グルーミング及びライブの配信またはその他の子ども虐待資料を可能にする偽の身分証明の作成のような違法な活動を行うことを可能にするという懸念を表明している 2018 年 5 月 18 日の委員会の決議第 27/3 号²¹を想起し、

犯罪防止・刑事司法政策とプログラム及び国際組織犯罪を防止し、闘う努力にジェンダーの視点を主流化することに関する 2017 年 5 月 26 日の犯罪防止刑事司法委員会決議第 26/3²²も想起し、

1. 加害者の訴追が法律執行機関に適切な権力を与え、加害者と被害者の身元を明らかにし、子どもの性的搾取と性的虐待と効果的に闘うためのツールを提供することを認めて、オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待を含め、子どもの性的搾取と性的虐待を犯罪化するよう加盟国に要請する。

2. それぞれの国内法の枠組に従って、オンラインで行われる場合を含め、子どもの性的搾取と性的虐待に関連するサイバー犯罪と闘う努力を強化するようにも加盟国に要請する。

3. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」⁵の締約国である加盟国に、その法的責務を実施するよう要請する。

²⁰ 経済社会理事会公式記録、2007 年、補遺第 20 号(E/2007/30/Rev.)、第一部、第 I 章、セクション D。

²¹ 同上、2018 年、補遺第 10 号(E/2018/30)、第 I 章、セクション C。

²² 同上、2017 年、補遺第 10 号(E/2017/30)、第 I 章、セクション D。

4. 子どもの性的搾取と子どもの性的虐待資料の重大な性質とそのような資料がどのように子どもに対する性犯罪となるか、そのような資料の中で描写された行為を正常化し、そのような資料に対する需要を煽ることによってそのような資料の作成、配布及び消費が、どのように子どもたちを性的搾取と虐待の危険に一層さらすことになるかについての一般の意識を高めるよう加盟国に要請する。

5. 国内法に沿って、インターネット・サービスとアクセス・プロヴァイダー及びその他の関連機関による子どもの性的搾取と性的虐待資料の発見を促進し、国内法に従って、関連当局へのそのような資料の通報及びインターネット・サービスとアクセス・プロヴァイダー及び法律執行機関と繋がっているその他の関連機関によるその除去を保障する法的またはその他の措置を取るようにも、加盟国に要請する。

6. 国内法に従って、子どもの性的搾取またはオンラインの性的虐待がかかわる犯罪の捜査と訴追に適切に資金提供するよう加盟国を奨励する。

7. 好事例に関する情報を積極的に分かち合い、インターネットから子どもの性的虐待資料を差し押さえまたは除去し、そうするためにかかる時間を減らすことにより、国内法に従って、子どもの性的搾取と性的虐待と闘う行動をとるようにも加盟国を奨励する。

8. オンラインの子どもの性的搾取と子どもの性的虐待と闘うための国内調整の強化に、電気通信とデータ保護政策及び ICT 産業に対して責任を有する政府機関をかかわらせるようさらに加盟国を奨励する。

9. オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待を発見し、抑止し、闘う目的で、疑わしい金融取引の通報と追跡を促進する努力に関連政府機関と民間セクターをかかわらせるよう加盟国を奨励する。

10. プライバシー保護政策の開発と実施と子どもの性的虐待資料とオンラインでの子どもの性的搾取と性的虐待を明らかにして通報する努力との間の適切なバランスをとるようにも加盟国を奨励する。

11. 効果的で、証拠に基づく犯罪防止措置を開発し、子どもがオンラインの性的搾取と性的虐待を受ける危険を減らす全体的な犯罪防止措置の一部として、そのような措置を実施するようさらに加盟国を奨励する。

12. 子どもの性的搾取と性的虐待に関する危険評価と適宜、年齢別、ジェンダー別及びその他の関連要因別の関連する質的・量的データを収集することを含め、効果的な緩和措置の開発を特徴づけるために、適宜、情報と分析を生み出すよう加盟国を奨励し、オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待の調査と分析にジェンダーの視点を主流化するようにも加盟国を奨励する。

13. オンラインを含めた子どもの性的搾取と性的虐待及び被害者を描いた資料の同意のない、搾取的な配布から子どもを保護し、守るために、公共政策を確立して実施し、被害者のための支援プログラムとジェンダーの視点の主流化を含め、好事例に関する情報を積極的に分かちあうよう加盟国に要請する。

14. 心理的ケア、トラウマのカウンセリング、リハビリ及び社会統合のみならず、身体的・心理的・社会回復のための証拠に基づいた質の高いプログラム、ケア、カウンセリングへのアクセスの提供を通

して、悪影響を受けた子どもたちの権利、被害者のプライアヴァシー及びその通報の機密性の保護を確保し、維持して、すべての関連ステイクホルダーからの支援を得て、オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待の被害者の身元を明らかにして支援するよう加盟国を奨励する。

15. 権利の侵害に対して正しい、時宜を得た救済策を得るために、子どもとジェンダーに配慮した手続きを念頭に置いて、オンラインでの子どもの性的搾取と性的虐待の被害者のための国内法及びその他の措置を通して、司法と保護へのアクセスを高める措置を開発し実施する際に、要請に応じて加盟国を支援するよう国連麻薬犯罪事務所に要請する。

16. 通報指標とこれら通報メカニズムに対する一般の意識を高める方法と手段を含め、オンラインでの子どもの性的搾取と虐待の通報における好事例を交換するよう加盟国に勧める。

17. 「国連組織犯罪防止条約」²³と「国連組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」⁹を、性的搾取の目的を含め、子どもの人身取引と闘う際のこれら条約の役割を考慮に入れて、批准または加入を検討するよう、まだこれを行っていない国々に要請する。

18. 国内の法的枠組と適用できる国際法に従って、適宜、とりわけ、相互の法的支援と国外追放並びに警察対警察、機関対機関の協力を通して、そのような犯罪と闘い、加害者が裁判にかけられ、被害者の身元が明らかにされるように、プライバシーへの子どもの権利を尊重しつつ、国際協力を強化するよう加盟国に要請する。

19. オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待は、サイバー犯罪に関する討論のための様々なフォーラムを提供しているサイバー犯罪に関する包括的調査を行うための専門家グループのワークショップに基づいてこの状況内で包括的に検討されることを保障することにより、オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待と闘う際の国際協力をさらに強化するための作業と努力を継続することを示すよう加盟国に要請する。

20. オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待と闘うために、サイバー犯罪世界プログラムを含め、国連麻薬犯罪事務所に資金を寄付するよう加盟国を奨励する。

21. 国連の規則と手続きに従って、本法報告書の関連パラグラフの実施のための特別予算資金を提供するよう、加盟国とその他のドナーに勧める。

7. 対テロに関連して国連麻薬犯罪事務所によって提供される技術援助(A/C.2/74/L.7)---PBI なし

提案者: 経済社会理事会の勧告に基づいて議長

コンセンサスで決議を採択

11月7日(木)午後 第44回会議

決議の採択(継続)

8. 社会開発における共同組合(A/C.3/74/L.16)---PBI なし

²³ 国連、条約シリーズ、第 2237 巻、第 39574 号。

提案国: モンゴル

コンセンサスで決議を採択

9. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/74/L.57)---PBI なし

主提案国: アイスランド

共同提案国: ブルキナファソ、マリ、マルタ

コンセンサスで決議を採択

10. 人権理事会報告書(A/C.3/74/L.56)---PBI なし

提案国: 国連アフリカ諸国グループ加盟国

票決前ステートメント: ベラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エリトリア、ブルンディ、フィンランド、フィリピン、イスラエル、リヒテンシュタイン、ミャンマー

賛成 115 票、反対 4 票(ベラルーシ、朝鮮民主人民共和国、イスラエル、ミャンマー)、棄権 60 票で、決議を採択

採択後ステートメント: 米国、イラン・イスラム共和国

11. 先住民族の権利(A/C.3/74/L.19/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア多民族国家

共同提案国: アルゼンチン、ベリーズ、コロンビア、キューバ、エクアドル、ホンデュラス、ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: ブラジル、エクアドル、カナダ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ハンガリー、チリ、スロヴァキア、米国、リビア

12. ナチズム、ネオ・ナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容を煽るその他の慣行の称賛と闘う(A/C.3/74/L.62)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベラルーシ、ブラジル、ブルンディ、カンボディア中央アフリカ共和国、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、モロッコ、ミャンマー、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、セイシェル、南アフリカ、スーダン、シリア・アラブ共和国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

一般コメント: 米国

票決前ステートメント: ウクライナ

賛成 121 票、反対 2 票(ウクライナ、米国)、棄権 55 票で決議を採択

票決後ステートメント: フィンランド(欧州連合を代表)、カナダ、ベラルーシ

11月14日(木)午前・午後 第45回・46回会議

決議の採択(継続)

13. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/74/L.26)---PBI なし

主提案国: フィンランド(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロア

チア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

一般ステートメント：米国、シンガポール、日本(1970年代と1980年代に、多くの日本国民が朝鮮民主人民共和国によって拉致されたが、これは日本の主権と安全に影響を及ぼす重大問題である。特別報告者と事務総長の報告書の中で拉致問題に言及されていることを歓迎し、家族は必死になって身内の者の帰還を待っていることを述べる。被害家族は何十年も救出を待ってきた。日本は朝鮮民主人民共和国に決議の中で述べられている国際社会の考えを受け入れ、国際社会と協力して拉致問題を解決し、拉致被害者を全員即座に返すよう要請する)、中国、ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ミャンマー、ブルンディ、ラオ人民民主主義共和国、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主人民共和国(人権の推進と保護には何の関係もないので、決議案を拒否し、これは単なる政治利用であることを述べる。決議案に含まれている全ての資料は偽物であり敵意ある勢力によってでっち上げられたものである。決議案は朝鮮民主人民共和国の人権状況をひどく歪曲したものであり討議に値しない。決議案の提案国は、人権侵害を犯したことがある国々であり、日本は20万人の性奴隷の利用を含め、朝鮮占領中に特大の人道違反の犯罪を行ったが、これはまだ解決されていない。対話の重要性は再確認するが、我が国は決議案の中の対決的取組並びに国に特化した人権決議を拒否する)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ベラルーシ、キュー

14. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/74/L.27)---PBIなし

主提案国：カナダ

共同提案国：アバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、モナコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国

一般コメント：米国

票決前ステートメント：イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブラジル、パキスタン、中国、ベラルーシ、ロシア連邦、朝鮮民主人民共和国、キューバ、ブルンディ

賛成 80 票、反対 30 票、棄権 60 で決議を採択

票決後ステートメント：日本(イランは国連人権高等弁務官(OHCHR)と協力しており、ある程度の進歩を遂げてきた。日本は、人権状況に関してさらなる発展を目の当たりにすることを期待しているので賛成表を投じた)、イスラエル、ジンバブエ

15. クリミア自治共和国とウクライナのセバスとポール市の人権状況(A/C.3/74/L.28)---PBIなし

主提案国：ウクライナ

共同提案国：アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイル

ランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国

一般ステートメント：エストニア、ジョージア、ロシア連邦、アゼルバイジャン、ヴェネズエラ共和国、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主人民共和国、ウクライナ

賛成 67 票、反対 23 票、棄権 82 票で決議を採択

票決後ステートメント：ブルンディ、キューバルゼンチン、ベラルーシ、ジンバブエ、カタール、シンガポール

16. ロヒンギャ・ムスリムとその他のミャンマーのマイノリティの人権状況(A/C.3/74/L.29)---PBI あり

主提案国：サウディアラビア(イスラム協力団体を代表)

共同提案国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、アラブ首長国連邦、英国

一般ステートメント：スイス、トルコ、ミャンマー、フィンランド(欧州連合を代表)、カナダ、米国、ロシア連邦、フィリピン

賛成 140 票、反対 9 票(ベラルーシ、カンボディア、中国、ラオ人民民主主義共和国、ミャンマー、フィリピン、ロシア連邦、ヴェトナム、ジンバブエ)、棄権 32 票で決議を採択

票決後ステートメント：中国、ミャンマー、リヒテンシュタイン、タイ、ネパール、ラオ人民民主主義共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、ヴェトナム、バングラデシュ、**日本**(バングラデシュが2年以上も強制移動させられた人々を受け入れ目下の問題を解決するためにミャンマーとの対話を維持してきたことを歓迎する。ミャンマーはラカイン州での侵害に対処する適切な措置を取らなければならない。日本は票決を棄権した)、ジンバブエ、シンガポール、インドネシア

11月15日(金)午前・午後 第47回・48回会議

決議の採択(継続)

17. 社会包摂を通して社会統合を推進する(A/C.3/74/L.17/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ペルー

共同提案国：アルゼンチン、ベリーズ、コート・ド'ワール、エクアドル、フィジー、フランス、ハイチ、ホンデュラス、インド、イタリア、英国、ジンバブエ

一般ステートメント：フィリピン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エジプト、米国

18. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/74/L.59)---PBI なし

主提案国: デンマーク(北欧諸国を代表)

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、エクアドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国

票決前ステートメント: クロアチア、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国
賛成 169 票、反対 2 票(朝鮮民主主義人民共和国、シリア・アラブ共和国)、棄権 5 票(エリトリア、ハンガリー、イラン・イスラム共和国、リビア、ポーランド)で決議を採択

採択後ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国、インドネシア、パキスタン、ポーランド、英国、オーストラリア、ハンガリー、カナダ、シリア・アラブ共和国

19. 女兒(A/C.3/74/L.23)---PBI なし

主提案国: モザンビーク、タンザニア等南部アフリカ開発共同体諸国

一般ステートメント: フィンランド(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、ホーリーシー、ニュージーランド(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)、グアテマラ

決議内容

総会は、

女兒に関する 2017 年 12 月 19 日の決議第 72/154 号及びすべての関連決議を再確認し、「国際女兒の日」に関する 2011 年 12 月 19 日の決議第 66/170 及び CSW の合意結論、特に女兒に関連する合意結論を想起し、

「子どもの権利に関する条約」²⁴、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²⁵、「障害者の権利に関する条約」²⁶、これらの「選択議定書」²⁷及び「婚姻に対する同意、婚姻最低年齢及び婚姻登録に関する条約」²⁸を含め、子ども、特に女兒の権利に関連するすべての人権及びその他の条約を想起し、

「私たちの世界を変革する: 『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」と題する 2015 年 9 月 25 日の決議第 70/1 号と「開発のための資金調達第 3 回国際会議のアデイス・アベバ行動アジェンダ」²⁹を再確認し、

²⁴ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

²⁵ 同上、第 1249 巻、第 20378 号。

²⁶ 同上、第 521 巻、第 7525 号。

²⁷ 同上、第 2171 巻及び第 2173 巻、及び次第 66/138、付録; 国連、条約シリーズ、第 2131 巻、第 20,378 号; 及び同上、第 2518 巻、第 44910 号。

²⁸ 同上、第 521 巻、第 7525 号。

²⁹ 決議第 69/313 号、付録。

その他の女兒に関連する国際的に合意された開発目標とコミットメントも再確認し

「南部アフリカ開発共同体子ども結婚の根絶とすでに結婚している子どもの保護に関するモデル法」に留意し、

「子どもにふさわしい世界」と題する第 27 回子ども特別総会の成果文書³⁰、「北京宣言」³¹と「行動綱領」³²、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果³³、「国際人口開発会議行動計画」³⁴、「社会開発世界サミット行動計画」³⁵、「世界の危機---世界的行動」と題する HIV/エイズに関する第 26 回特別総会で採択された「HIV/エイズ・コミットメント宣言」³⁶及び 2006 年³⁷、2011³⁸年及び 2016 年³⁹に開催された総会の高官会議で採択された HIV とエイズに関する政治宣言を含め、女兒に関連する主要な国連サミットと会議のすべての関連成果を再確認し、これらの完全かつ効果的な実施が、「持続可能な開発目標」を含め、国際的に合意された開発目標の達成にとっての基本であることを繰り返し述べ、

極度の貧困を含め、貧困を撤廃するために、緊急の国内的・国際的行動が必要とされることも認め、様々な要因の結果としての世界的な金融・経済危機、不安定なエネルギー及び食糧価格と継続する食糧の不安定のインパクトが、家庭によって直接的に感じられることに留意し、

とりわけ、社会保護、教育、適切な保健ケア、栄養、安全な飲用水と下水道と衛生を含めた清潔な水への完全なアクセス、スキル開発及び女兒に対する差別と暴力との闘いが、女兒のエンパワーメントにとってすべて必要であることを認め、女兒に関連して、国連システム全体にわたってジェンダーの視点の主流化の重要性を想起し、

女性と女兒は、気候変動の否定的インパクトに不相応に悪影響を受け、より脆弱であり、根強い旱魃と極度の天候現象、土地の悪化、海面上昇、沿岸の浸食及び大洋の酸化を含め、そのようなインパクトの増加をすでに経験しており、これがさらに健康、食糧の安全保障、貧困を根絶し持続可能な開発を達成する努力をさらに脅かしていることを強調し、この点で、「国連気候変動枠組条約」の下で採択された「パリ協定」⁴⁰の実施に留意し、

³⁰ 決議第 27/2 号、付録。

³¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書、(国連出版物、販売番号第 E.96.IV.13 号)、第 I 章、決議 I、付録 I。

³² 同上、付録 II。

³³ 決議第 S-23/2、手⑥、及び決議第 S-23/3、付録。

³⁴ 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、子か志位人口開発会議記録(国連出版物、販売番号第 E/95.XIII.18 号)、第 I 章、決議 I、付録。

³⁵ 1996 年 3 月 6-12 日、コペンハーゲン、社会開発世界サミット報告書(国連出版物、販売番号第 E.96.IV.8 号)、第 I 章、決議 I、付録 II。

³⁶ 決議第 S-26/2 号、付録。

³⁷ 決議第 60/262 号、付録。

³⁸ 決議第 65/277 号、付録。

³⁹ 決議第 70/266 号、付録。

⁴⁰ FCCC/CP/2015/10/Add.1/CP.21、付録。

加盟国と国連システムの適切な政策対応を特徴づけるために必要な子どもが家長を務める家庭の子どもの状態に関する最近の情報と性別統計の継続する欠如についても深く懸念し、

女性と女兒は、HIV 感染に対してより脆弱であり、HIV とエイズと共に暮らしており、その悪影響を受けている者のケアと支援に関連する無償のケア労働・家事労働を含め、彼女たちが HIV とエイズ流行のインパクトの不相応な重荷を担っており、これが彼女たちから幼年期を奪い、教育を受ける機会を減らし、しばしば一家の長とならざるを得ないという結果となり、最悪の形態の子ども労働と性的搾取に対してその脆弱性を増やすことにより女兒に否定的影響を及ぼしていることを認め、

人身取引の被害者であった者、武力紛争と人道緊急事態に悪影響を受けてきた者を含め、何百万人もの子が子ども労働及びその最悪の形態にかかわっており、国籍または出生登録のない子どもたちが人身取引と子ども労働に対して脆弱であり、多くの子どもたちが、彼らから幼年期を奪い、教育と今後のディーセント・ワークの機会への権利の完全享受を妨げる無償のケア労働と家事労働と経済活動を結びつけなければならないという二重の重荷に直面していることに懸念と共に留意し、この点で、女兒の不相応な無償のケア労働と家事労働を認め、減らし、再配分する必要性に留意し、

女兒はしばしば様々な形態の差別と暴力と強制労働にさらされ、遭遇するより高い危険にさらされており、これがとりわけ「持続可能な開発目標」、特にジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関連する「目標」の達成に向けた努力を妨げることを認め、男性・男児とパートナーを組むことにより、女兒のために正当で公正な世界を保障するためにジェンダー平等を達成する必要性並びに女兒の権利を推進するための重要な戦略の必要性を再確認し、

経済成長にとって極めて重要な女兒のエンパワーメントと女兒への投資及び貧困と極度の貧困の根絶を含めたすべての「持続可能な開発目標」の達成並びに彼女たちに影響を及ぼす決定への女兒の意味ある参画が、差別と暴力のサイクルを断ち切り、その人権の完全で効果的な享受を推進し保護する際のカギであることも認め、女兒をエンパワーするには、意思決定プロセスへのその積極的参画、並びにその両親、法的後見人、家族及びケア提供者、男性と男児並びにより幅広い地域社会の積極的支援とかわりを得て、女兒の団体を通して、自分自身の生活と地域社会の変革の担い手としての積極的参画が必要であることをさらに認め、

子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料、レイプ、性的虐待、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引及び女性と女兒に対する暴力を永続化する ICT とソーシャル・メディアの利用のような女兒に不相応な悪影響を及ぼすものを含めた子どもに対するあらゆる形態の暴力、相当する刑事責任の免除と説明責任の欠如について、また、特に地域社会レベルで、女性と女兒に対する暴力が、あまり認められず、通報もされず、これが社会における女兒の比較的低い地位を強化する差別的規範を反映していることを深く懸念し、

障害を持つ女兒を含めた女兒に対する差別と女兒の権利の侵害についても深く懸念し、しばしば女兒の教育、質の高い教育、食物の配分を含めた栄養、身体的・精神的保健ケア・サービスへのアクセスが少なく、女兒がその権利、機会、幼年期と思春期の利益の享受が男児よりも少なく、無防備の早過ぎる性関係の結果に対して男児よりも脆弱なままにされ、女子の幼児殺し、子ども結婚、早期・強制結婚、出生前性の選別、女性性器切除のような様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と暴力、

虐待、レイプ、近親姦、名誉関連の犯罪及び有害な慣行をしばしば受けるという結果に対して男児よりも脆弱なままにされる結果となるその特別ニーズを念頭に置いて、

広がった慣行にもかかわらず、子ども結婚、早期・強制結婚は未だに通報が少ないことをさらに深く懸念し、これにはさらに注意が必要であり、子ども結婚、早期・強制結婚は、HIV と性感染症のさらなる危険に女兒を晒し、しばしば早すぎる性関係、早期妊娠、早期出産に繋がり、産科フィステュラと高い割合の妊産婦死亡と罹病の危険を高め、さらにしばしば特に若い女性と女兒にとって障害、死産、妊産婦死亡に繋がる妊娠・出産中の併発症を伴い、これには熟練した出産介添え緊急産科ケアの領域を含め母親のための適切な出産前・出産後の保健ケア・サービスを必要とすることをさらに深く懸念し、これが、女兒がその教育を修了し、包括的な知識を得、地域社会に参画し、または雇用技術を開発する機会を減らし、その子どもの身体的・精神的健康と福利、機会と生活の質の享受に長期的な否定的インパクトを与える可能性があり、その人権の完全享受を侵害し損なう可能性があることにも懸念と共に留意し、

若い女性と女兒が特に水の乏しさ、安全ではない水、不適切な下水道、乏しい衛生の悪影響を受けていることを深く懸念し、さらに、特に農山漁村地域の女兒がしばしば家庭での水の確保の重荷、学校での上下水道の欠如、効果的な女性用の衛生品への不適切なアクセスのために学校への完全で継続する参加から排除されていることを懸念し、

保健ケア、衛生、下水道のみならず性と生殖の領域を含め、若者、特に思春期の女子のための質の高い教育への強化された平等なアクセスが予防できる病気と感染症、特に HIV 及びその他の性感染症に対する脆弱性を劇的に低下させることを強調し、

教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、女兒は未だに男児よりも教育から排除されたままであることを認め、教育への権利の女兒の平等な享受に対するジェンダー化した障害の中に、子ども結婚、早期妊娠、ジェンダーに基づく暴力、無償のケア労働と家事労働の不相応な割合、ジェンダー固定観念及び男児と比して女兒の教育により少ない価値を置くように家族や地域社会を導く否定的な社会規範があることも認め、

教員によって加えられる暴力のような、学校の行き帰りで性暴力とハラスメントを含めた女兒に対する学校関連の暴力が女兒の教育、多くの場合中等教育への進学と修了を妨げ続けており、このような危険が親の女兒が学校に通うことを認める決定に影響を及ぼすかも知れないことを深く懸念し、

学校給食と持ち帰り給食は、学校に子どもたちをひきつけ、とどめておくことに留意し、学校給食は、特に女兒の就学率を高め、怠業を減らす奨励策であることを認め、

国際社会、関連国連機関、専門機関、市民社会及び国際金融機関が、女兒のニーズと優先事項に対処する包括的プログラムを対象として、強化された財政資金と技術援助の配分を通して、積極的支援を継続する必要性を強調し、

1. 事務総長報告書⁴¹に留意する。

⁴¹ A/74/246。

2. 国際人権条約の下で規定されているように、女兒を含めた子どもの権利の完全で緊急の実施の必要性を強調し、「子どもの権利に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」の署名、批准、または加入を優先的問題として検討するよう各国に要請する。

3. 国際労働機関の1973年の「最低年齢条約(第138号)」⁴²と1999年の「最悪の形態の子ども労働条約(第182号)」⁴³をまだ批准し、加入していないすべての国々に、そうすることを検討するよう要請する。

4. ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントと教育、栄養、上下水道、出生登録、保健ケア、ワクチン接種及び非感染性の病気を含めた死亡の主要原因を代表する病気からの保護のような基本的な社会サービスへの平等なアクセスを推進する関連プログラムを開発し、見直し、女兒に特化したものを含め、すべての開発政策と計画にジェンダーの視点を主流化するよう各国に要請する。

5. 適切な食糧と栄養、上下水道施設を奪われて、基本的な身体的精神的保健ケア・サービス、シェルター、教育、参画、保護へのアクセスが限られており、または全くない極度の貧困を含めた貧困の中で暮らしている女兒の状況を改善するようにも各国に要請する。

6. 包摂的で、公正で、質の高い教育への平等なアクセスを保障するには、教育制度の変革、教育プログラム、インフラ開発、教員の訓練にジェンダーの視点の主流化が必要であることを認め、この点で周縁化されており、脆弱な状況にある者を含め、すべての女兒が教育への権利を享受することを保障するために、適切な資金調達を通して質の高い教育に投資するよう各国に要請する。

7. 「持続可能な開発2030アジェンダ」⁴⁴の実施において各国政府を支援し、女兒の教育への権利を実現する際の国連の役割に留意する。

8. 積極的優遇行動を含め、平等なアクセスを保障する特別措置、家族への金銭的奨励策を増やすことにより教育への物理的アクセスの保障、学校の行き帰りの女兒の安全の改善、すべての学校がアクセスでき、安全で、安定していて、暴力がないことの保障、衛生、別箇の適切な下水施設の提供が、機会均等の達成、排除との闘い、特に女兒と低所得家庭の子ども、一家の長である子どもの学校への出席に貢献することを念頭に置いて、初等教育を義務とし、農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての子どもが無料で利用できるようにし、すべての子どもが質の高い教育にアクセスできることを保障し、特に無料の中等教育の漸進的導入を通して中等・高等教育を万人が利用しアクセスできるものにより、機会均等と非差別に基づいて教育への権利を認めるよう各国に要請する。

9. 正規教育を受けなかった者のための補習と識字教育を含め、女兒のための質の高い教育、すでに結婚し妊娠している者を含め、初等後の教育を通して女兒を学校に引き留めるための特別にイニシアティブを含め、女兒のための質の高い教育に重点を置き、労働市場に参入する若い女性が完全に生産的な雇用とディーセント・ワーク、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金を得る機会があることを保

⁴² 国連、条約シリーズ、第1015巻、第14862号。

⁴³ 同上、第2133巻、第37245号。

⁴⁴ 決議第70/1号。

障するために、若い女性のためのスキルと起業訓練を推進するようすべての国々に要請する。

10. スキルを開発する女兒は将来さらなる学術的成功と比較的給料の高い職を享受するかも知れないことを認め、女兒と女性が男性や男児のように科学技術工学数学の場で果たすべき等しく重要な役割があることも認め、特に基本的なデジタルの流暢さから高度な技術スキルに至るまで教育と訓練機会を拡大することにより、その教育全体を通して ICT を含めた科学・技術・工学・数学における女兒の教育を推進する包摂的な政策と計画を適宜採用し、実施するよう各国を奨励する。

11. 適宜、国際団体、市民社会及び NGO の支援を得て、特に HIV 感染とその他の危険か身を守るために、科学的に正確で年齢にふさわしい包括的な教育を含め、文化的情況に関連した正規・非正規の教育とプログラムを優先して、その発達する能力に沿って、両親と法的後見人からの適切な支持とガイダンスを得て、性と生殖に関する健康と HIV 予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達、男女間の力関係に関する情報を得て、自尊心と意志決定、コミュニケーションと危険削減スキルを築くことができ、若者、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者及び保健ケア提供者との完全なパートナーシップで尊重し合う関係を築くために、政策と計画を開発するよう各国に要請する。

12. 幼年期と思春期の女兒と男児の異なったニーズを認め、適宜、特に女兒に、健康と教育へのアクセスを改善し、その安全性を高める、安全な飲用水、下水道、衛生及び女性用の衛生用品並びに女性用衛生用品処分施設を含めた私的なトイレット施設を含めた清潔な水へのアクセスが学校施設及びその他の公共のスペースにあることを保障して、彼らの変化するニーズに沿い、対応する適合した投資をするよう各国に要請する。

13. 女兒の学校への出席が、月経に対する否定的認識と女兒のニーズに応える学校での上下水道と衛生施設のように健全な個人の衛生を維持する手段の欠如によって悪影響を受けることもあることを認め、市民社会及びその他の関連行為者との協働で、月経が健全で自然なものと認められ、女兒がこれに基づいて汚名を着せられない文化を育成するために、教育保健慣行を推進するよう各国に要請する。

14. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を緊急に根絶する努力を強化するよう各国に要請し、差別法を改正または廃止するために、女性と女兒を差別する残る法律を見直し、女兒のための包摂的な政策を実施し、場合によっては、司法へのアクセスを含め、女兒の人権の実現に対して責任のある機関の間の調整を高める国内メカニズムを強化し、女兒に対して行われた性暴力の加害者の刑事責任免除と闘い、この犯罪に対する適切な懲罰の利用可能性を確保することを含め、さらな行動とイニシャティヴのパラグラフ 33 に含まれているように⁴⁵、「北京宣言と行動綱領」に定められている目標の達成に悪影響を与え続けている障害に対処する措置を取り、目標を達成するためにあらゆる必要な資金と支援を動員するようすべての国々、国連システム、市民社会に要請する。

15. 女兒と男児の雇用に関連する国際労働機関の適用できる条約が尊重され、効果的に施行され、雇用されている女兒がディーセント・ワークと同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金への平等なアクセスがあり、経済的・性的搾取、差別、セクハラ、職場での暴力と虐待から保護され、自分の権利

⁴⁵ 決議第 S-23/3、付録。県制度を開発し、

を知り、正規・非正規の教育、スキル開発、技術・職業訓練へのアクセスがあることを保障するようにも各国に要請し、適宜、子ども労働とその最悪の形態、商業的性的搾取、危険な形態の子ども労働、強制労働・苦役労働を含めた人身取引と奴隷のような慣行、適用できる国際法に違反して武力紛争中の子供徴兵と利用を撤廃するために、国内行動計画を含め、ジェンダーに配慮した措置を開発し、この点で、子どもが家長を務める家庭を含め、女兒がさらなる危険に直面していることを認めるよう各国に要請する。

16. 民間セクター、市民社会、NGO 及び地域社会を基盤とする団体を適宜含めた関連ステイクホルダーの支援を得て、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の健康の享受への女兒の権利を保障するために必要なすべての措置を取り、持続可能な保健制度を開発し、統合された HIV 対応を持つプライマリー・ヘルスケアを保障し、これを思春期の女子によりアクセスできるものにするために既存の制度を強化するよう各国に要請する。

17. 国内の保健制度の能力を強化するようにも各国に要請し、この点で、貧困の中で、産科フィステュラが最も広がっているサービスの少ない農山漁村地域で暮らしている者を含め、思春期の女子に、産科フィステュラを防止し、家族計画、出産前後のケア、熟練した出産介添え、緊急産科ケア、出産後のケアを含めたサービスの連続を提供することにより、起こった症例を治療するための必要な基本サービスを提供するために、適切な資金を配分することにより、要請に応じて、国内努力を支援するよう国際社会に勧める。

18. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、危険にさらされている者を保護することを目的とする法律と政策を制定し、支持し、厳しく施行し、婚姻は、情報を得た、自由で、完全な配偶者となろうとする者の同意があって初めて成立することを保障し、同意の法的最低年齢と婚姻の最低年齢に関する法律を厳しく施行し、婚姻の最低年齢を引き上げ、必要ならば女兒を含め、すべての関連ステイクホルダーをかかわらせ、これら法律が十分に知られていることを保障し、包括的で調整された政策、行動計画、プログラムをさらに開発して実施し、すでに結婚している女兒と思春期の若者を支援し、存続できる代替手段と制度的支援、その人権の完全享受を推進し保護するために、特に女兒のための教育機会の提供を保障し、そのような計画をその全発達プロセスの不可欠の部分とすることにより女兒の平等な機会を保障するようすべての国々に要請する。

19. 子どもが家長である家庭で暮らしている子ども、特に女兒が家長を務める家庭の者を保護し、支援し、エンパワーするための法律、その財産権と相続権、保健ケア・サービス、栄養、安全な飲用水と下水道と衛生を含めた清潔な水、シェルター、教育、奨学金及び訓練機会へのアクセスの保護を含め、その身体的・心理的・経済的福利を保障する規定を含み、適宜社会保護プログラムと経済支援を通して家族が共にいられるように保護され、支援される規定を含む法律を適宜制定し、実施するよう各国に要請する。

20. 子ども特に女兒のエンパワーメントのみならず、安全性と保護を保障し、その地域社会から必要な支援を受けることを保障するために立案されるプログラムとメカニズムを開発する際に、特に地域社会と協力しこれを巻き込むことにより、関連ステイクホルダーとのパートナーシップを築くようにも各国に要請する。

21. 家庭構造、性、年齢、障害状態、経済状況、婚姻状態、地理的位置別の女兒に関する調査、データ収集、分析を強化し、女兒の状況、特に彼女たちが直面している重複する形態の差別に対するより良い理解を提供するために、生活時間、無償のケア労働、上下水道に関するジェンダー統計を改善し、その権利を効果的に保護するために、女兒が直面しているかも知れないあらゆる形態の差別に対処する包括的な年齢にふさわしい取組を採るべき必要な政策とプログラム対応の開発を特徴づけるよう各国に要請する。

22. 他の子どもと同等にすべての人権と基本的自由の障害を持つ女兒による完全享受を確保するために必要なあらゆる措置を取り、そのニーズに対処するために立案された適切な政策と計画を採用し、実施し、強化するよう各国に要請する。

23. 女性幼児殺しと出生前性の選別、女性性器切除、レイプ、ドメスティック・ヴァイオレンス、近親姦、性的虐待、性的搾取、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料、人身取引と強制移動、強制労働、子ども結婚と早期・強制結婚を含めたあらゆる場でのあらゆる形態の暴力、差別、搾取、有害な慣行から女兒を保護する法律を制定し、施行し、暴力と差別を受けている女兒を支援する年齢にふさわしい、安全で、機密性のある、障害者がアクセスできるプログラムと医療・社会・心理的支援サービスを開発するようすべての国々に要請する。

24. 女兒に対するあらゆる形態の学校関連暴力を防止し、撤廃する努力を強化し、加害者に責任を取らせるよう各国に要請する。

25. 子どもの性的虐待資料の通報と除去を可能にする適切な措置が設置されていることを保障し、その作成者、配布者及び収集者が、適宜訴追されることを保障し、民間セクターとメディアを含めた関連ステイクホルダーと協力して、インターネット上の子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料の配布を防止するために必要な法的またはその他の措置を制定し、施行するようすべての国々に要請する。

26. 女性に対する暴力、その原因と結果、人、特に女性と子どもの人身取り取り引きに関する人権理事会の特別報告者及び子どもに対する暴力に関する事務総長の特別代表の女兒に関連する勧告に注意を払い、女性団体との相談を含め、すべての当事者がかかわる監視・評価メカニズムの設立を通じた効果的な国内施行手続のみならず、資金を提供すべきであり、広く普及され、実施のための目標と予定表を提供すべき女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃するための包括的な学際的で調整された国内計画、計画または戦略を必要に応じて策定し、見直すよう各国に要請する。

27. 子どもの完全で効果的な参画を保障する目的で、子どもの年齢と成熟度に従って、子どもに相当の重点が置かれる目的で、自分の考えを形成できる子どもたちが、彼らに影響を及ぼすすべての事柄に自由にその考えを表明できる権利があることを保障し、この権利が、特別なニーズを持つ子ども並びに障害を持つ女兒を含めた女兒及び女兒を代表する団体を適宜意思決定プロセスに意味あるように巻き込むために、女兒によって完全に平等に享受されることを保障し、自分自身のニーズを明らかにし、それらニーズに応えるための政策と計画を開発し、企画し、実施し、評価することに完全なパートナーとして彼女たちを含めようにも、各国に要請する。

28. 孤児、路上で生活している子ども、国内避難民と難民の子ども、人身取引と性的・経済的搾取の

悪影響を受けている子ども、HIV とエイズと共に暮らし悪影響を受けている子ども、監修されており、親の支援なしで暮らしている子どもを含め、かなりの数の女兒が特に脆弱であることを認め、従って、関連する場合には国際社会の支援を得て、適切なカウンセリングと心理的支援を提供し、彼らの安全性、就学、シェルター、十分な栄養と保健・社会サービスへのアクセスを他の子どもと同等に保障することを含め、そのような子どものための支援的環境を提供する政府・地域社会・家庭の能力を築き、強化する国内・準地域・地域政策と戦略を実施することにより、そのような子どもたちのニーズに対処する適切な措置を取るよう各国に要請する。

29. すべてが、子どもが家長を務める家庭を生み出す結果となる紛争前・紛争中・紛争後の状況及び気候関連及びその他の危険と自然災害並びにその他の人道緊急事態にある女兒の特別な脆弱性を考慮に入れて、女兒の権利を尊重し、推進し、保護するようすべての国々と国際社会に要請し、救援から回復まで人道緊急事態のあらゆる段階で女兒の保護のために特別措置を取り、飲用水と下水道と衛生を含め、清潔な水を含めた基本サービスへのアクセスが子どもにあることを保障し、難民と国内避難民の女兒に特別な注意を払って、HIV 感染を含めた性感染症、レイプ、性的虐待、性的搾取、拷問、拉致及び強制労働を含めた人身取引から子どもを保護し、武装解除、動員解除、リハビリ支援及び再統合プロセスでのその特別なニーズを考慮に入れるよう各国に要請する。

30. 人道危機を含め、国連活動にかかわっている軍、警察、文民の職員を含め、人道活動家と平和維持者による女性と子どもの性的搾取と虐待及び人身取引のすべての行為を嘆かわしく思い、事務総長が導入した性的搾取と虐待を防止し、対処することに関する任意のコンパクトに留意し、この点で、ゼロ・トレランス政策を実施するために、国連機関と平和維持活動によって行われている努力を歓迎し、平和維持活動特別委員会の勧告に基づく関連総会決議⁴⁶の中で採択されたこれら措置の遅滞のない完全実施を通して、このような職員によるこのような虐待と搾取と闘うために必要なすべての行動を取るよう、人道ワーカーを送り出している事務総長または加盟国に要請する。

31. 搾取の被害者である女兒の犯罪化に反対する効果的措置を取り、搾取されてきた女兒が必要な心理的支援へのアクセスを受けることを保障することによって、あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力を撤廃するより幅広い努力の中で、包括的な反人身取引戦略の一部として、性的搾取と経済搾取を含めあらゆる形態の女性と女兒の人身取引と闘い、撤廃し、訴追する効果的な子ども・青年に配慮した措置を考案し、施行し、強化するよう加盟国に要請し、この点で、「国連人身取引と闘うための世界行動計画」⁴⁷の関連規定とそこに概説されている活動を、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」⁴⁸を完全に尊重して、完全に効果的に実施するよう、NGO、民間セクター及びメディアを含めた市民社会のみならず、加盟国、国連及びその他の国際・地域・準地域団体に要請する。

32. 「世界人権宣言」⁴⁹に書かれているように、万人に国籍への権利があることを再確認し、この点

⁴⁶ 第59回総会公式記録、補遺第19号(A/59/19/Rev.1)。

⁴⁷ 決議第64/293号。

⁴⁸ 国連、条約シリーズ、第2237巻、第39574号。

⁴⁹ 決議第217A(III)号。

で、国際法の下で適用できる責務に従って、国籍法を採択し、実施することを検討し、その領土で生まれた子ども達またはさもないと無国籍となる海外にいるその国民による国籍の取得を促進し、無料または低価格の出生登録を確保するよう、まだこれを行っていない各国に要請する。

33. すべての社会セクター、特に子どもに向けて、特に女兒の人権に関する年齢にふさわしいジェンダーに配慮した情報資料の翻訳、作成、普及を通して、人権教育と女兒の人権の完全尊重及び女兒の人権の享受を推進するよう、各国政府とメディアと NGO を含めた市民社会に要請する。

34. すべての国連システムの機関、特に国連子ども基金、国連教育科学文化機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界保健機関、国連 HIV/エイズ合同計画、国連開発計画、国連難民高等弁務官事務所及び国際労働機関が、個々にまた集团的に、国連開発援助枠組を通して、国の優先事項に従って、国別協力プログラムに女兒の権利と特別ナニーズを考慮に入れることを保障するよう、国連システム事務局長調整理事会の長としての事務総長に要請する。

35. それぞれのマンドートの実施でジェンダーの視点を定期的に、組織的に採用し、それぞれの報告書に女性と女兒の人権侵害に関する質的分析を含めるようすべての人権条約機関と特別手続きを含めた人権理事会の人権メカニズムに要請し、この点での協力と調整の強化を奨励する。

36. 包括的な HIV とエイズの予防・治療・ケア・サポートを提供するために立案されたすべての政策とプログラムの中で、「持続可能な開発目標 3」、特に 2030 年までにエイズの流行をなくすというターゲットを達成する目的で、特別な注意と支援が、妊娠している女兒と若い思春期の母親、及び障害を持つ女兒、一家の長である子どもを含め、HIV と共に暮らし悪影響を受けている、危険にさらされている女兒に与えられることを保障するよう国々に要請する。

37. 持続可能性と予見可能性に基づいて、料金が手頃な価格で薬品へのさらなるアクセスを開発途上国に提供することを目的とするものを含め、社会開発のための資金の動員に貢献する革新的な資金調達メカニズムに基づくものを含め、国のグループによって取られる任意に基づくイニシャティヴのみならず、2 国間及び民間セクターのイニシャティヴを含め、抗レトロウイルス薬、特にジェネリック薬の価格を下げることを目的とするイニシャティヴを推進するよう各国に勧め、この点で、UNAIDS の国際薬品購入ファシリティに留意する。

38. 食糧・栄養支援を、積極的に健康な生活のための子どもの食事のニーズと食物の要件を満たすための十分で、安全で、栄養のある食物へ、子どもたち、特に女兒がいつでもアクセスできるという目標に統合するようすべての国々に要請する。

39. HIV に配慮したプログラムを含め、社会保護プログラムが、女兒のニーズと脆弱性に対処し、学校への出席を確保し、その権利を保護することに特別な注意を払って、孤児及びの他の脆弱な子どもたちに提供されることを保障するよう、各国に要請する。

40. 若い人々、特に女兒が、その社会的、経済的及びその他の可能性を成就させ、HIV 感染と早期妊娠の防止を含め、その課題を克服し、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受するに必要な知識、態度、生活技術を得ることができるよう、特に教育と保健のセクターのあらゆるレベルで、資金を増やすよう各国と国際社会に要請する。

41. 財政資金と技術援助の配分を通して、女兒の人権と教育へのアクセスに対処する努力を積極的に支援し続けるよう、各国、国際社会、国連機関、市民社会及び国際金融機関に要請する。

42. 特に、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディス・アベバ行動アジェンダ」、特に世界・地域・国レベルでの貧困根絶のためのすべてのその他の関連する国際的に合意された開発目標の完全で時宜を得た実現に向けた世界的努力に協力し、支援し、参加することにより、この点で、資金の強化された利用可能性と効果的配分があらゆるレベルで必要とされことを認め、子ども、特に女兒への投資とその権利の実現が貧困を根絶する最も効果的方法の一つであることを再確認し、女兒の福利が確保される環境を醸成するよう各国及び国際社会に強く要請する。

43. 本決議が女兒の福利に与えるインパクトを評価する目的で、加盟国、国連システムの諸団体、NGO によって提供される情報を利用して、農山漁村地域の女兒のエンパワーメントに向けて加盟国が行った社会的・経済的・政治的投資の改善に関する状況分析を含め、本決議の実施に関して、第 76 回総会に報告書を提出するよう、事務総長に要請する。

20. 国際同一賃金の日(A/C.3/4/L.49)---PBI なし

主提案国: アイスランド

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、日本、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、メキシコ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パナマ、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ

一般コメント: 米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: フィンランド、フィリピン

21. 宗教または信念の自由(A/C.3/74/L.25)---PBI なし

主提案国: フィンランド

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

22. テロと人権(A/C.3/74/L.34)---PBI なし

主提案国: メキシコ、エジプト

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、ニュージーランド(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)

23. 移動者の保護(A/C.3/74/L.35/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: ベナン、コロンビア、エクアドル、ドイツ、ハイティ、インドネシア、アイルランド、レバノン、ポルトガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

一般ステートメント: エストニア、ブラジル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、チリ、フィリピン、アルジェリア、リビア、イタリア、ハンガリー、ホーリーシー、英国、グアテマラ

24. 中央アフリカの人権と民主主義準地域センター(A/C.3/74/L.52/Rev.1)---PBI なし

主提案国: カメルーン(中央アフリカ諸国経済共同体を代表)

共同提案国: オーストラリア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

25. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練文書化センター(A/C.3/74/L.53/Rev1)---PBI なし

主提案国: カタール

共同提案国: 米国

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国、カタール

賛成 176 票、反対 1 票(シリア・アラブ共和国)、棄権 2 票(イランイスラム共和国、パラオ)で決議を採択

採択後ステートメント: 米国

26. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名を着せること、暴力の唆し、対人暴力と闘う(A/C.3/74/L.54)---PBI なし

主提案国: アラブ首長国連邦(イスラム協力団体を代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

27. 「国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言」の効果的推進(A/C.3/74/L.55/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルメニア、オーストラリア、チリ、キプロス、エクアドル、ジョージア、ホンデュラス、ハンガリー、ロシア連邦、スロヴェニア、スイス

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: パキスタン、米国

28. 人身取引に反対する努力の調整を改善する(A/C.3/74/L.10/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ベラルーシ

共同提案国: アゼルバイジャン、バングラデシュ、中国、コートイヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、カザフスタン、キルギスタン、パキスタン、シロア連邦、タジキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ヴェトナム、ロシア連邦、ホーリーシー

11月18(月)午前 第49回会議

決議の採択(継続)

29. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への援助(A/C.3/74/L.50/Rev.1)---PBIなし

主提案国：ケニア(アフリカ諸国グループを代表)

一般ステートメント：米国、カナダ

コンセンサスで決議を採択

30. 子どもの権利(A/C.3/74/L.21/Rev.1)、修正案(A/C.3/74/L.64)---PBIなし

主提案国：フィンランド、修正案は米国

共同提案国：アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ・ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般ステートメント：ウルグアイ、トルコ(地域横断諸国グループを代表)、オランダ、スウェーデン(北欧バルティック諸国を代表)

賛成 31 票、反対 100 票、棄権 20 票で米国提案の修正案を否決

採択前ステートメント：アルゼンチン、フィンランド

口頭で修正の本文パラグラフ 13 を賛成 131 票、反対 10 票、棄権 16 票で採択

決議前ステートメント：コンゴ民主共和国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：ロシア連邦、米国、シンガポール、ホーリーシー

31. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/74/L.36)---PBIなし

主提案国：キューバ

共同提案国：朝鮮民主人民共和国、ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

票決前ステートメント：米国

賛成 127 票、反対 51 票、棄権 7(ブラジル、コロンビア、フィジー、メキシコ、パラオ、スイス、トンガ)で決議を採択

票決後ステートメント：アルゼンチン

32. 安全な飲用水と下水道への人権(A/C.3/74/L.33/Rev.1)---PBIなし

主提案国：ドイツ、スペイン

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボ

スニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リトアニア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、テュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、アルゼンチン

33. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の実施：アクセス可能性(A/C.3/74/L.32/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ニュージーランド

共同提案国：アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バングラデシュ、ベリーズ、ポリヴィア多民族国家、ブルガリア、カーボヴェルデ、コスタリカ、コートイヴォワール、キプロス、チェキア、エクアドル、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、ヨルダン、ケニア、リベリア、マルタ、メキシコ、モンゴル、ナミビア、パナマ、ポーランド、セイシェル、スペイン、スウェーデン

一般討論：米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：アルゼンチン、ホーリーシー

34. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善(A/C.3/74/L.20/Rev.1)---PBI なし

主提案国：モンゴル

共同提案国：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、コートイヴォワール、赤道ギニア、ケニア、ジンバブエ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：アルゼンチン、米国、ホーリーシー

決議内容

総会は、

2001年12月19日の決議第56/129、2003年12月22日の第58/146号、2005年12月16日の第60/138号、2007年12月18日の第62/136号、2009年12月18日の第64/140号、2011年12月19日の第66/129号、2013年12月18日の第68/139号、2015年12月17日の第70/132号、2017年12月19日の第72/14号を想起し、

すべての人権と基本的自由を推進し保護するすべての国家の責務と女性と女兒に対する差別を含めたあらゆる形態の差別は「国連憲章」、「世界人権宣言」⁵⁰、「市民的・政治的権利国際規約」⁵¹、「経済的・

⁵⁰ 決議第217A(III)号。

⁵¹ 決議第2200A(XXI)号、付録を参照。

社会的・文化的権利国際規約」⁵¹、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁵²、「子どもの権利に関する条約」⁵³、「障害者の権利に関する条約」⁵⁴及びその他の人権条約に反することも再確認し、

関連する国際会議とサミット、特に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」⁵⁵、「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果⁵⁶及び先住民族に関する世界会議として知られている総会の高官本会議の成果文書⁵⁷に含まれているジェンダー平等と農山漁村地域の者を含めたすべての女性と女児のエンパワメントに対してなされた公約も再確認し、「開発へ権利に関する国連宣言」⁵⁸のようなその他の文書も適宜想起し、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発2030アジェンダ」と題する2015年以降の開発アジェンダの採択のための国連サミットの成果文書⁵⁹及び第3回開発のための資金調達国際会議の「アデイス・アベバ行動アジェンダ」⁶⁰をさらに再確認し、

「持続可能な開発2030アジェンダ」は、誰も取り残さないために、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントに対処しており、「2030アジェンダ」の実施へのジェンダーの視点の組織的な主流化が極めて重要であることを想起し、

もし、人類の半数がその完全な人権と機会を否定され続けるならば、完全な人間の可能性と持続可能な開発の達成は不可能であることを認め、

事務総長の女性の経済的エンパワメントに関する高官パネルに留意し、

CSW62の合意結論⁶¹とその優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントの達成における課題と機会」を想起し、2020年9月23日にニューヨークで開催されることになっている第4回世界女性会議25周年に関する総会高官会議を楽しみに待ち、

ジェンダー平等と特に農山漁村地域の女性と女児のエンパワメントの達成に関する進歩が、男女間の歴史的で構造的な不平等な力関係、貧困、女性と女児の能力を制限する資金へのアクセスにおける不平等と不利な立場の根強さ、機会均等における増加するギャップ、差別法、社会規範、有害な慣習的な現代の慣行及びジェンダー固定観念のために抑制されてきたことを認め、

⁵² 国連、*条約シリーズ*、第1249巻、第20378号。

⁵³ 同上、第1577巻、第27531号。

⁵⁴ 同上、第2515巻、第44910号。

⁵⁵ 1995年9月4-15日、北京、*第4回世界女性会議報告書*(国連出版物、販売番号第E.96.IV.13)、決議1、付録I及びII。

⁵⁶ 決議第S-23/2号、付録及び決議第S-23/3号、付録。

⁵⁷ 決議第69/2号。

⁵⁸ 決議第41/128号、付録。

⁵⁹ 決議第70/1号。

⁶⁰ 決議第69/313号、付録。

⁶¹ 決議第41/128、付録。

農山漁村女性と女兒を含めた彼女達に対する差別と暴力は、世界のあらゆる部分で起こり続けており、女性と女兒が直面している重複し重なりあう形態の差別を含めたあらゆる形態の暴力と差別が、生活のあらゆる側面で男性と男児との平等なパートナーとしての彼女たちの完全な可能性の発達に対する障害であり、「持続可能な開発目標」の達成に対する障害でもあることを深い懸念と共に表明し、

女性は全世界で生産される食糧の50%以上に貢献しているが、世界の飢餓者の70%を占めており、女性と女兒は、一つにはジェンダー不平等と差別の結果として、飢餓、食糧の不安定及び貧困の悪影響を不相応に受けていることにも深い懸念を表明し、

多くの農山漁村女性が経済資源と機会へのアクセスが限られており、質の高い教育、保健ケア・サービス、司法、土地、持続可能な時間と労働節約型のインフラ及び技術、上下水道及びその他の資源並びに貸付、改良サービス及び農業インプットへのアクセスが限られており、または欠いているために、経済的に、社会的に不利な立場に置かれ続けていることに懸念を表明し、彼女たちの企画と意志決定からの排除及び無償のケア労働と家事労働の不相応な割合についても懸念を表明し、

農山漁村女性の貧困は、経済機会と自治の不在、経済資源と生産資源、質の高い教育と支援サービスの欠如、意思決定プロセスへの女性の参画の欠如に直接関連していることを強調し、農山漁村女性のエンパワーメントの欠如並びに社会的・経済的政策からの彼女たちの排除が、彼女たちの社会的経済的開発並びに「持続可能な開発目標」の達成を妨げることもある暴力の一層の危険に彼女たちをさらすこともあることを認め、

土地へのアクセスと管理及びその他の天然資源へのアクセスに関連する継続中の格差に対処する手助けをするために、実施の主要な指導原則の一つとして、ジェンダー平等を包摂する、世界食糧安全保障委員会によって支持された「国の食糧の安全保障の状況での土地の保有、漁業及び森林の責任ある管理に関する任意のガイドライン」⁶²と「農業・食糧制度への責任ある投資のための原則」⁶³を認め、

気候変動が、貧困根絶と「持続可能な開発目標」の達成に課題を提起し、食糧の安全保障を脅かし、飢饉の危険を高め、農山漁村女性とその家族の利益と福利に否定的インパクトを与えること、及び特に開発途上国の農山漁村女性と女兒が、砂漠化、森林伐採、砂嵐と塵嵐、自然災害、極端な天候現象、海面上昇、沿岸の腐食、海洋の酸化のインパクトによって不相応に悪影響を受けており、しばしば気候変動に適合する能力が限られていることを深く懸念し、

農山漁村女性と女兒が、多面的な貧困と社会ケア、保護サービス及び適宜雇用機会へのアクセスを欠いているために、暴力並びに否定的な社会規範に対して特に脆弱であるかも知れないことを認め、

1. 事務総長報告書⁶⁴に留意する。

2. 適宜、国連システムの諸団体と市民社会との協働で、その見直しを含め、関連国連会議とサミットの成果を実施し、統合され、調整されたフォローアップを確保し、特に以下によって、国内・地域・世

⁶² 国連食糧農業機関、文書 CL 144/9(C 2013/20、補遺 D)。

⁶³ 国連食糧農業機関、文書 C 2015/20、補遺 D)。

⁶⁴ A/74/224。

界開発戦略で、農山漁村女性と女兒の状況の改善にさらに重点を置くよう加盟国に要請する：

(a)状況を改善するために機能的環境を醸成し、強化された協力とジェンダーの視点、及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施を目的とする、存在する場合には貧困削減戦略文書を含む開発政策とプログラムと貧困根絶戦略を含め、マクロ経済政策の開発・実施・フォローアップにすべての女性の完全で平等な参画を通して、そのニーズ、優先事項及び適宜女兒に組織的な注意を保障すること。

(b)女性の平等な経済資源へのアクセスに対する構造的な障害なくし、農山漁村地域での同輩学習、経験の分かち合い、能力開発を拡大するために、国内の財政的に包摂的な戦略とジェンダーに対応した戦略を採用し、追求することを考慮するよう加盟国を奨励すること。

(c)財政政策とジェンダーに対応した予算編成の立案、実施、追求において、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを推進する手段を取ること。

(d)農産漁村女性の政治的・社会経済的エンパワメントを追求し、投票権、選挙で選ばれる権利、表現・平和的集会・結社の自由を推進し、保護することにより、適宜、積極的優遇策を通して、また、自耕自作・小規模女性農業者が会員である女性農業者団体、労働組合、協同組合、またはその他の農山漁村女性の権利を推進している協会や市民社会への支援を通して、あらゆるレベルの意志決定への完全で平等な参画を支援すること。

(e)それぞれの団体とネットワークを通して、先住民族である者、障害を持つ者、高齢女性を含め、農山漁村女性と適宜女兒の、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び農山漁村開発のための計画と戦略の立案、開発、実施とフォローアップの相談と参画を推進すること。

(f)農山漁村女性と女兒の視点が考慮に入れられ、農山漁村女性が紛争防止、紛争後の状況での移動、和平仲裁、気候変動のインパクト及び自然災害、人道援助、平和構築及び紛争後の再建を含めた緊急事態に関連する政策と活動の立案、実施、フォローアップ、評価に完全に、意味あるように平等に参画することを保障し、この点で、農山漁村女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃する適切な措置を取ること。

(g)欠けている場合には、予算政策を含め、開発政策・計画・プログラムの立案、実施、評価、フォローアップにジェンダーの視点を統合し、関連省庁、ジェンダー政策策定者、ジェンダー機構、及びその他の関連政府機関とジェンダー専門家との間の調整を確保し、農山漁村女性と女兒があらゆる領域で採択される政策と計画から利益を受け、貧困の中で暮らしている農山漁村女性の不相応な数が減ることを保障するためにそのニーズに益々注意を払うこと。

(h)意思決定プロセスと天然資源の管理にジェンダーの視点を主流化し、天然資源の持続可能な利用を管理する際の女性の参画と影響力を強化し、天然資源の管理においてジェンダー問題をより良く理解し対処するために、各国政府、市民社会、開発パートナーの能力を高めること。

(i)生涯を通して、農山漁村女性と女兒、特に脆弱な状況にある者の保健ニーズに応えるために効果的で、インパクトの強い、質を保障された、人々を中心とした、ジェンダーと障害に配慮した、証拠に基づく介入を実施すること。

(j)農山漁村女性の特別な健康・栄養・基本ニーズに対処し、農山漁村地域のあらゆる年齢の女性のた

めの到達できる最高の水準の身体的・精神的健康並びに出産前後の保健ケア、緊急産科ケア、家族計画、情報と教育を含めた質の高い、料金が手頃な、普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルスケアと支援サービスへのアクセスを高め、提供する具体的措置を取ることで、妊産婦ケアを含め、女性の健康を増進するための措置を強化し、有害な慣行の撤廃と HIV を含めた性感染症の予防・治療・ケアに対する知識、認識、支援を高め、「国際人口開発会議行動計画」⁶⁵、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保障すること。

(k) アクセスできる情報、社会ケア・サービス、インフラを提供することにより農山漁村地域で HIV のような感染症の予防、治療、ケアを強化すること。

(l) 公共サービス、インフラ、社会保護政策及び家庭内での責任の共有の推進の提供を通して、無償のケア労働と家事労働を完全に認め、評価することにより、女性と女児の不相応な無償のケア労働・家事労働の割合並びに農場内外での生産への貢献が認められことを保障し、特に上下水道、再生可能なエネルギー、輸送と ICT の提供を通してそのような無償労働を減らし平等に配分する目的で、男女間の責任の平等な共有を支援し、アクセスでき、料金が手頃で、質の高い育児施設とケア施設の農村漁村地域での必要性に対処し、仕事と家庭生活の両立を保障する適切な措置を取ること。

(m) 農産漁村地域の保健施設へ投資を規模拡大し、月経衛生管理と安全な飲用水と暖房慣行の提供を通して、農山漁村女性と女児の健康と栄養を改善するために安全な飲用水と下水道へのアクセスを改善することにより持続可能で、ジェンダーに配慮した、質の高い強靱なインフラを推進すること。

(n) 食糧の安全保障と栄養に関連するニーズ及びその家族のニーズを含め、農山漁村女性の基本的ニーズに応え、彼女たちのために適切な生活水準並びにディーセントな労働条件と改善された利用可能性、エネルギーと輸送、科学技術、地方のサービス、能力開発、人的資源開発措置及び安全で信頼できる水の供給と下水道の提供、栄養プログラム、料金が手頃な住居計画、教育と識字計画、社会支援措置と HIV の予防、治療、心理的側面を含めたケア、及び支援サービスへのアクセスと利用を推進する努力に投資し、強化すること。

(o) ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成する際に、戦略的パートナーであり同盟者として、地域社会の指導者を含め、男性と男児を完全にかかわらせ、女性と女児が男性と男児に従属するものとみなされる態度と闘うために活動することによって、彼女たちに対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃すること。

(p) 農山漁村女性と女児に対する暴力を防止し、対応し、農山漁村女性と女児に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰し、刑事責任免除をなくし、心理的支援とリハビリへのアクセスを提供することによりその完全回復と社会への再統合を支援するためにすべて被害者とサヴァイヴァーのための包括的な社会・健康・法律サービスへの平等なアクセスのみならず、保護を提供する多部門的で調整された取組を通して、公共と民間のスペースでの農山漁村女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、フェミサイドを含めた暴力、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除のような有害な慣行を受けず

⁶⁵ 1994年9月5-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号第E.95.XIII.28号)、第I章、決議I、付録。

にすべての女性と女兒が暮し、特に意識啓発活動を奨励することにより、強化された防止措置、調査及び強化された調整と監視と評価を通して女性と女兒に対する暴力の構造的な底辺にある対処に対処することの重要性を念頭に置くこと。

(q)農山漁村女性と女兒による人権と基本的自由の完全享受を推進し、保護する国内政策と法的枠組を立案し、実施し、ドメスティック・ヴァイオレンス、性暴力、ジェンダーに基づく暴力と重複し重なり合う形態の差別を含めた差別を含め、その権利の侵害と虐待を大目に見ることのない環境を醸成すること。

(r)農山漁村地域の女性と女兒のための安全なスペースを推進し、公共の交通制度とインフラを含めたその安心安全を改善し、学校の行き帰りで女性に対する暴力とハラスメントを防止し、撤廃し、家庭の水と薪を集めている間、および家の外にあるトイレにアクセスし、または野外排泄を行っている時に、性暴力を含め、身体的に脅されたり、襲われたりすることから女性と女兒を保護すること。

(s)農山漁村地域の高齢女性の権利は、基本的社会サービス、適切な社会保護と社会保障措置、経済資源へのアクセスと管理、金融とインフラ・サービスへのアクセスを通じたエンパワーメントに関連して、しばしば資源へのアクセスがほとんどなく、しばしばより脆弱である先住民族女性を含めた高齢女性に支援を提供することに特に重点を置いて考慮に入れられることを保障すること。

(t)食糧の安全保障と栄養への基本的貢献として、現在と未来の世代のための伝統的作物と生物多様性の保存と持続可能な利用において、農山漁村の先住民族を含めた農山漁村女性の重要な役割と貢献を評価し、支援し、農山漁村女性は、生物多様性の喪失と土地の悪化によって不相応に悪影響を受けており、従って、このような問題に対処する努力に意味あるようにかかわるべきであることを認めること。

(u)特に保健と教育に関連して、生産的雇用とディーセント・ワーク、経済的・財政的資源、障害に配慮したインフラとサービスへの平等なアクセスを保障し、特にその意思決定プロセスへの参画を通して、その優先事項とニーズが政策と計画に完全に組み入れられることを保障することにより、農山漁村地域の障害を持つ女性と女兒の権利を推進すること。

(v)農山漁村女性の銀行業務、財政識字と消費者保護を含めた現代の貿易・金融手続きにおける経済的スキルを推進する特別援助計画と助言サービスを開発し、農山漁村地域のさらに多くの女性、特に母子家庭に、その経済的エンパワーメントのための少額貸付及びその他の金融・事業サービスを提供すること。

(w)公共投資を提供し、農業におけるジェンダー格差を埋めるために農山漁村女性への民間投資を奨励し続けることにより自耕自作農業者を含めた女性起業家と小自作農女性を支援し、改良・金融サービス、農業インプット、土地、水、下水道、灌漑、市場と革新的技術へのアクセスを促進すること。

(x)国内レベルを含め、政府開発援助を通して、既存の貯蓄と貸付計画、並びに経済的能力を高める資本、知識、ツールを女性に提供する対象を絞ったプログラムへの女性のアクセスを高めるための資金を動員すること。

(y)農業・非農業セクターでのディーセント・ワークへの農山漁村女性の平等なアクセスを保障し、改善することを求め、中小企業、持続可能な社会事業及び協同組合における機会を支援し、推進し、労働

条件を改善すること。

(z)特に農山漁村地域で持続可能なエネルギー、安全な飲用水と下水道、ICTを含めたインフラと時間と労働節約型の技術に投資し、家事活動の重荷を減らすことにより女性と女兒に利益を与え、女兒には学校に通い、女性には自営業にかかわり、労働市場に参入する機会を与えること。

(aa)農山漁村女性と女兒を人身取引に対して脆弱にする要因を含め、人身取引の危険について農山漁村女性と女兒の間で公共の意識を高める適切な措置を取り、性的搾取と強制労働を含め、彼女たちに対するあらゆる形態の搾取を助長する需要を撤廃すること。

(bb)労働条件を改善し、生産資源へのアクセスを高め、関連インフラ、公共サービス及び時間と労働節約型の技術に投資し、正規経済での農産漁村女性の有償雇用を推進し、農山漁村女性が直面する困難な条件の構造的な底辺にある原因に対処する措置を含め、非正規セクターを含め、農山漁村女性の有償の非農業雇用を支援すること。

(cc)農山漁村女性とその事業及び協同組合の能力と技術を築き、農山漁村女性とその事業と協同組合が公共及び民間セクターの調達プロセスから利益を得ることができるようにする調達政策と措置を立案または開発し、実施する手段を取り、農山漁村女性の事業と協同組合が持続可能なように農山漁村女性の経済的エンパワーメントに貢献できることを認めること。

(dd)農山漁村の男女が仕事と家庭責任を両立させることができるように、その生涯を通して女性や女兒と平等に家事・育児その他のケア責任を分かち合うよう男性を奨励するプログラムとサービスを推進すること。

(ee)特に女性と女兒の保健と福利、並びに持続可能な生計の推進、環境問題、特に砂漠化、森林伐採、砂嵐と塵嵐と自然災害、根強い旱魃、極端な天候現象、海面上昇、沿岸浸食、海洋の酸化及び生物多様性の損失のような農山漁村女性と女兒の生活に与える気候変動のインパクトに関連する戦略と政策に関するあらゆるレベルの意志決定への女性の完全参画を保障するための適切な資金の提供を通して気候変動の緩和と適合に関するジェンダーに対応した戦略を含め、環境的要因に対する女性と女兒の脆弱性を減らし、気候変動の否定的影響に対応する女性と女兒の強靱性と適合能力を支援する戦略を開発し、採用し、自然災害の人的対応、災害危険削減政策、特に自然災害の余波中の都会と農山漁村インフラと土地利用企画、再定住と移転企画に彼女たちの特別なニーズを統合することを保障すること。

(ff)関連する先祖伝来の、先住民族の、現代の技術的慣行と知識の適切な利用を推進し、改良サービス、情報及び訓練へのアクセスを強化することにより、気候変動と環境悪化(特に、森林伐採、砂漠化、農業の生物多様性の喪失)に対して、農山漁村女性と女子、特に女性の小自作農業者の強靱性を築くこと。

(hh)女性の無償労働を公式統計に含める努力を強化し、政策と計画の決定を特徴づける農山漁村女性に関する組織的で比較できる調査基盤を開発することにより、進歩の測定を手助けし、誰も取り残さないことを保障するために、障害に関する性別・年齢別の質の高い、時宜を得た、信頼できるデータと統計情報の欠如に対処すること。

(ii)とりわけ性別・年齢別データと生活時間、土地保有、エネルギー、上下水道に関する統計を収集

し、分析し、普及し、農山漁村女性と女兒の状況を改善し、そのような政策と行動を監視し、追跡する政策と行動を支援する国内統計局とその他の関連政府機関の能力を強化すること。

(jj)個人の権利の実現にとって出生登録が極めて重要であることを念頭において、農山漁村地域を含め、普遍的な出生登録を保証し、登録へのアクセスを妨げる物理的・行政的・手続的及びその他の障害を除去し、欠けている場合には慣習結婚・宗教結婚の登録のためのメカニズムを提供することにより、農山漁村地域で暮らしている個人のための時宜を得た婚姻登録を保障すること。

(kk)経済資源・生産資源への平等な権利、基本的サービス、土地の所有権と管理権及びその他の形態の財産、相続、天然資源、適切なニュー・テクノロジー及び銀行業務と少額金融を含めた金融サービスへのアクセスを通して、農山漁村女性が土地及びその他の財産を所有し、貸付ける完全で平等な権利を与えられることを保障する法律を立案し、改正し、実施し、女性に男性と同じ貸付、資本、金融、適切な技術、職業訓練を与え、市場と情報へのアクセスを改善し、司法と法的支援への平等なアクセスを保障するために行政改革とすべての必要な措置を行うこと。

(ll)農山漁村女性に土地へのアクセスを提供し、子どもたち、特に女兒を学校に引き留める要因としての学校給食計画に寄与するために自給自足農業を含めた女性の協同組合と農業計画を支援する法律と政策を採用または開発する適切な措置を取り、学校給食と持ち帰り給食が子どもたちを学校にひきつけ、引き留めることに留意し、学校給食が就学率を高め、特に女兒の怠業を減らす奨励策であることを認めること。

(mm)地域社会を基盤とした女性と男性、女兒と男児を巻き込む対話を通して、ジェンダー固定観念と女性に悪影響を与える差別的傾向を撤廃するために、女子学生と教員を引きつけ、引き留め、農山漁村女性と女兒の特別なニーズを考慮する取組を通して、ジェンダーに配慮した教育制度を支援すること。

(nn)教育への権利の実現におけるジェンダー格差を撤廃し、包摂的で質の高い教育(職業・技術教育を含めた初等・中等・高等教育)並びに幼児教育への完全で平等な参加と修了を保障し、農山漁村女性と女兒のための生涯学習機会と妊娠した既婚の女兒を学校から排除する差別的政策の撤廃を通して、女性の非識字の撤廃、質の高い教員訓練、農山漁村地域での数が少ない場合での教員、特に女性教員の募集と引き留めを通して農山漁村女性と女兒の生涯学習機会と女性の非識字の撤廃を推進し、万人のための安全で非暴力的で包摂的で効果的な学習環境を提供し、教育または失業からディーセント・ワークへの効果的移行を促進するジェンダーに配慮した教育を築くこと。

(oo)料金が手頃で適切な技術とマス・メディアの利用を通して農山漁村と農業女性のための教育・訓練・関連情報プログラムを推進し、技術・農業・職業教育と訓練を通して農山漁村女性のスキル、生産性、雇用機会を改善する具体的措置を取ること。

3. 農山漁村の母子家庭の社会保護へのアクセスを推進するよう、加盟国、国連機関及びその他のすべての関連ステイクホルダーを奨励する。

4. そのプログラムと戦略で、農山漁村女性とその特別なニーズに対処し、支援するよう、関連国連システムの諸団体、特に開発問題を扱っている機関に要請する。

5. 技術の分野での女性に関するジェンダー固定観念を撤廃する適切な教育的措置を取り、農山漁村女性に ICT へのアクセスと完全で平等な参画があることを保障するための好事例を明らかにし、情報の積極的利用者として農山漁村女性と女兒の優先事項とニーズに対処し、世界・地域・国内の ICT 戦略の開発と実施への参画を保障する必要性を強調する。

6. 関連国際機関と協力して開発され、実施されるものを含め、農山漁村女性の状況の改善に重点を置いた政策を策定し、プログラムを開発する時に、女子差別撤廃委員会と経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解と勧告を考慮するよう加盟国を奨励する。

7. 起業訓練を通して農山漁村女性の経済的エンパワーメントを推進し、予算枠組みと関連評価措置を含め、ジェンダーに配慮した、気候に配慮した農山漁村開発戦略と農業生産を採用し、農山漁村女性と女兒のニーズと優先事項が組織的に対処され、彼女たちが貧困緩和、飢餓の根絶、食糧の安全保障と栄養に貢献できることを保障するよう各国政府に勧める。

8. その決議第 62/136 号で総会によって宣言されているように、10 月 15 日に毎年国際農山漁村女性の日を継続して守るよう各国政府、関連国際団体、専門機関及び市民社会団体に勧める。

9. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善に関する報告書を第 76 回総会に提出するよう事務総長に要請する。

35. 食糧への権利(A/C.3/74/L.37/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、バングラデシュ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、中国、コモロ、コートイヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、ハイティ、ホンデュラス、ラオ人民民主主義共和国、ミャンマー、ナミビア、ニカラグア、ルーマニア、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、セイシェル、スロヴェニア、スリナム、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

票決前ステートメント: 米国

賛成 185 票、反対 2 票(米国、イスラエル)、棄権 0 票で決議を採択

36. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/74/L.38)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: 朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: 米国

賛成 125 票、反対 53 票、棄権 9 票(アルメニア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キリバティ、リベリア、メキシコ、ペルー)で決議を採択

37. 国際協力の重要性と依怙最良なし、公平性、客観性の重要性を通じた人権の分野での国連行動の強化(A/C.3/74/L.39Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

共同提案国: バングラデシュ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、中国、コモロ、朝鮮民主人民共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、ラオ人民民主主義共和国、ミャンマー、ニカラグア、ロシア連邦、

セントヴィンセント・グレナディーン、スリナム、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国
コンセンサスで決議を採択
採択後ステートメント：米国

38. 開発への権利(A/C.3/74/L.40/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ

共同提案国：中国、エルサルヴァドル

一般ステートメント：米国

賛成 137 票、反対 24 票、棄権 26 票で決議を採択

採択後ステートメント：リヒテンシュタイン(ノルウェーを含めた国々を代表)、メキシコ、アルゼンチン、カナダ、スイス、中国、フィンランド(欧州連合を代表)

39. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/74/L.41)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

40. 人権と一方的強制措置(A/C.3/74/L.42)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

票決前ステートメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国

賛成 126 票、反対 55 票、棄権 0 票で決議を採択

採択後ステートメント：イラン・イスラム共和国

41. 人権条約機関委員の公正な地理的配分の推進(A/C.3/74/L.43)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

票決前ステートメント：フィンランド、米国

賛成 130 票、反対 52 票、棄権 1 票(ブラジル)で決議を採択

42. 人権と文化的多様性(A/C.3/74/L.47/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国：中国

票決前ステートメント：米国

賛成 131 票、反対 55 票、棄権 0 票で決議を採択

答弁権行使

アゼルバイジャン：アルメニアの代表に答えるが、2019年のバクで行われた非同盟運動の第18回サミットを想起させる前文パラグラフに関してなされたコメントは、アルメニアの歪められた理由付けを生き生きと説明している。今日耳にした唯一の虐待的話は、アルメニア代表の話である。共通の立場を反映している最終文書は、力による領土の取得の無差別性を強調している。

アルメニア：アゼルバイジャンの言葉は事実の歪曲のもう一つの例である。ナゴルノ・カラバフの人々は、国際規範を完全に尊重して自決権を行使してきた。自決権の平和的野望を禁止する軍の使用は、侵略者から主権を行使するとのいかなる主張も奪い去る。アルメニアは、疑いなく自分の政治的地

位を決定するナゴルノ・カラバフの人々の権利を支持する。

アゼルバイジャン: そのような言葉を歪曲と呼ぶ。アルメニアが自決権として示そうとしているものは、「国連憲章」で説明されている自決権の原則とは何の関係もない。この権利は非自治領の人々と外国の占領下で暮らしている人々に適用できることは十分に確定している。ナゴルノ・カラバフの人々は、このカテゴリーには当てはまらない。

アルメニア: アゼルバイジャンは自国とナゴルノ・カラバフの異なった現実を認めてしまっているがナゴルノ・カラバフは民主的に選ばれた政府を有している。国際機関とのかかわりとなるとここは開けた国である。透明性の欠如が、反対の声の迫害と沈黙させることと共に、アゼルバイジャンの正常な行為である。

11月18日(月)午後 第50回会議

決議の採択(継続)

43. 犯罪目的での ICT の利用と闘う (A/C.3/74/L.11/Rev1)---PBI あり

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カンボディア、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、エジプト、エリトリア、イラン・イスラム共和国、カザフスタン、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、ミャンマー、ニカラグア、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

一般ステートメント: ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ベラルーシ、インドネシア

票決前ステートメント: 米国、フィンランド(欧州連合を代表)、カナダ(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、オーストラリア

賛成 88 票、反対 58 票、棄権 34 票で決議を採択

採択後ステートメント: コスタリカ、**日本**(決議には反対票を投じた。ウィーンの政府間専門家グループがサイバー犯罪と取り組む方法について広範な討議を行ってきた。折衝中にコンセンサスに達するための努力がほとんどなかったため、決議案が紹介され、票決に掛けられたのは残念である。特別委員会について様々な懸念が提起されたが、提案国はこれらに適切に対処しなかった)、韓国、ペルー、イラン・イスラム共和国

11月19日(火)午前 第51回会議

決議の(継続)

44. 青年を巻き込んだ政策と計画(A/C.3/74/L.8/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アルメニア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーポウェルデ、イタリア、**日本**、ヨルダン、カザフスタン、マルタ、ナミビア、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、サントメプリンシペ、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、東ティモール、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

修正案 L.66、L.67 の提案: 米国

一般ステートメント: メキシコ(地域横断的諸国を代表)、ノルウェー(北欧・バルティック諸国を代表)、アイルランド、カザフスタン、フィンランド(欧州連合を代表)、アルゼンチン

賛成 26 票、反対 103 票、棄権 25 票で、修正案 L.66 を否決

修正案否決後ステートメント: カーボヴェルデ、フィンランド、英国、ノルウェー(欧州連合を代表)、アルゼンチン(地域横断的諸国グループを代表)

賛成 24 票、反対 108 票、棄権 26 票で、修正案 L.67 を否決

一般ステートメント: ポルトガル

賛成 134 票、反対 17 票、棄権 10 票で、L.8/Rev.1 のバラグラフ 10,12,13 をとどめることに決定
コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、グアアテマラ、カタール、ホーリーシー

45. 社会開発世界サミットと第 24 回特別総会成果の実施(A/C.3/74/L.12/Rev.1)---PBI なし

主提案国: パレスチナ国(G77/中国を代表)

共同提案国: カザフスタン

票決前ステートメント: 米国

賛成 183 票、反対 2 票 (米国、イスラエル)、棄権 10 票で決議を採択

採択後ステートメント: ハンガリー

46. 白皮症の人々(A/C.3/74/L.9/Rev.1)---PBI なし

主提案国: マラウイ

共同提案国: ベリーズ、カーボヴェルデ、エクアドル、ガーナ、インド、ケニア、レソト、リベリア、ナミビア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

47. 国際家族年 20 周年とそれ以降のフォローアップ(A/C.3/74/L.13/Rev.1)---PBI なし

主提案国: パレスチナ国(G77/中国を代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: フィンランド(欧州連合を代表)、米国

48. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/74/L.22/Rev.1)---PBI なし

主提案国: フィリピン

共同提案国: バングラデシュ、コーティヴォワール、エクアドル、赤道ギニア、インドネシア、パラグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般ステートメント: サウディアラビア、米国、リビア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ブラジル、フィンランド(欧州連合を代表)、チリ、アイルランド、イタリア、ハンガリー、アルジェリア、グアテマラ

決議内容(別紙)

49. 第2回高齢者世界会議のフォローアップ(A/C.3/74/L.14/Rev.1)---PBIなし

主提案国: パレスチナ国(G77/中国を代表)

共同提案国: メキシコ

一般ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: カナダ、米国

50. 第4回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会成果の完全実施(A/C.3/74/L.65)---PVIなし

提案者: 議長(非公式協議に基づいて)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

決議内容は別紙を参照

51. 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の撤廃のための具体的行動と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップの世界的呼びかけ(A/C.3/74/L.60/Rev.1)---PBIなし

主提案国: パレスチナ国(G77/中国を代表)

票決前ステートメント: フィンランド、イスラエル、米国

賛成 131 票、反対 10 票、棄権 44 票で決議を採択

採択後ステートメント: イラン・イスラム共和国

52. 自決権へのパレスチナ人の権利(A/C.3/74/L.58)---PBIなし

主提案国: エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: 朝鮮民主人民共和国、ニカラグア、ジンバブエ、パレスチナ国

一般ステートメント: イスラエル

賛成 164 票、反対 5 票(イスラエル、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、ナウル、米国)、棄権 9 票(オーストラリア、カメルーン、グアテマラ、ホンデュラス、キリバティ、ルワンダ、トーゴ、トンガ、ヴァヌアトゥ)で決議を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン、カナダ、パレスチナ国、サンマリノ

53. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/74/L.61)---PBIなし

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベリーズ、中国、ハイティ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、マレーシア、オマーン、ロシア連邦、サウディアラビア、シリア・アラブ共和国、タイ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア、ジンバブエ

一般ステートメント: インド、アルゼンチン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スペイン、米国

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: イスラエルの継続する「アパルトヘイトとテロ」の慣行並びに 27 年間恣意的に拘束され、今ではもう後 14 年の懲役を宣告されている「シリアのマンデラ」の「でっち上げ迫害」を非難する。彼の釈放を後押しし、イスラエル刑務所からのその他のシリア人囚人の釈放を後押しするよう国際社会に要請する。イスラエルは、水を含め、ゴラン高原の天然資源を継続してむしばみ、入植者にだけその利用を認めている。イスラエルは木を切り倒し、地面を削り取っているが、これはシリア人にとって経済的・環境的大災害に繋がる。さらにイスラエルは、この地域の資源をさらにむしばむためにアメリカ人に許可証を手渡している。パレスチナ人の自決権を強調し、国連の完全な加盟国となることを要請する。

イスラエル: シリア代表によるコメントは、ホロコーストの恐怖に関して人々を教育するためにどれほどのことをしなければならないかを示している。

英国: 我が国のジブラルタルに関する主権とこれを取り巻く領海を想起し、ジブラルタルの人々が自決権を享受していることを強調する。ジブラルタルの 2006 年の憲法は、英国との「現代的で成熟した関係」を規定しており、ジブラルタルが別の国の主権の下に入るような取り決めは結ばないであろう。スペインが 2011 年の三者対話フォーラムから抜けたことは残念であり、英国のジブラルタルとその経済を守ることへのコミットメントを再確認する。

イラン・イスラム共和国: 「いかなる欺瞞的言葉」もイスラエルの攻撃的政策が中東の不安定の源であることを隠さないであろう。イスラエルを「世界最後のアパルトヘイト体制」と特徴づけ、固有の忌まわしい人種主義と違法な閉鎖を非難し、そのような人権侵害にはあきれられる。

スペイン: いわゆるジブラルタル海域はスペインの領海であり、大昔からそうであった。

11月19日(火)午後 第52回会議

決議の採択(継続)

54. 人権擁護者のための安全で機能的な環境を提供し、その保護を確保することを通して「普遍的に認められた人権と基本的自由を推進し保護する個人、社会のグループと機関の権利と責任に関する宣言」を実施する(A/C.3/74/L.31/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、ジョージア、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、ヨルダン、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、スイス、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ

一般ステートメント: フィンランド(欧州連合を代表)、中国、コロンビア、ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ニュージーランド、米国、ヴェトナム、コスタリカ

55. 国内避難民の保護と援助(A/C.3/74/L.48/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、中央アフリカ共和国、コート・ド'イボワール、キプロス、チ

エキア、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、マリ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、ザンビア、ジンバブエ

一般ステートメント：ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、フィリピン

56. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/74/L.45/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ギリシャ

共同提案国：アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、ラトヴィア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、パナマ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、カナダ

57. 国内人権機関(A/C.3/74/L.44/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ドイツ

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サモア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トーゴ、ウクライナ、英国、ヴァヌアトゥ

一般ステートメント：オーストラリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

58. 定期的な真の選挙と民主化の推進を強化する際の国連の役割を強化する(A/C.3/74/L.46/Rev.1)---PBI なし

主提案国：米国

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、チェキア、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、日本、ヨルダン、ラトヴィア、レバノン、リベリア、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セイシェル、スロヴェニア、スイス、ウクライナ、英国、ヴァヌアトゥ

修正案 L.63 の提案: ロシア連邦

一般ステートメント: 米国

賛成 26 票、反対 95 票、棄権 32 票で修正案 L.63 を否決

一般ステートメント: カナダ(オーストラリアも代表)、ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: シンガポール

59. 国連犯罪防止刑事司法プログラム、特にその技術協力能力を強化する(A/C.3/74/L.18/Rev.1)---PBI なし

主提案国: イタリア

共同提案国: オーストリア、ベラルーシ、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、キプロス、ドミニカ共和国、赤道ギニア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、マラウイ、メキシコ、スロヴェニア、ウクライナ、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

60. 世界麻薬問題に対処し、闘うための国際協力(A/C.3/74/L.25/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: ベリーズ、エクアドル、赤道ギニア、ホンデュラス、モンゴル、セイシェル

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: フィンランド

(別紙「決議内容」に続く)